

令和4年度第2回桶川市男女共同参画審議会次第

日時 令和5年2月6日（月）

14:00～

場所 市役所5階 全員協議会室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

（1）桶川市第四次男女共同参画基本計画の進捗状況について

（2）桶川市第五次男女共同参画基本計画について

3 その他

4 閉会

【配布資料】

資料1 令和4年度版 桶川市男女共同参画年次報告書

資料2 桶川市第五次男女共同参画基本計画策定スケジュール（案）

資料3 桶川市第五次男女共同参画基本計画の位置づけ・背景・期間

資料4 桶川市男女共同参画に関する市民意識調査報告（概要）

資料5 桶川市第五次男女共同参画基本計画の将来像と基本目標の改正案

参考資料1 話題にあたり審議いただく部分

参考資料2 計画の位置づけ・策定体制

参考資料3 体系図（現行計画）

参考資料4 体系図（県計画）

令和4年度版 桶川市男女共同参画年次報告書

令和5年 月

桶川市男女共同参画都市宣言

男女がともに
人間としての
自立と平等を基本理念として
性別を超える
世代を超え
多様な生き方を認め合い
自らの意思で
あらゆる分野に
参画できる社会をめざし
ここに桶川市は
「男女共同参画都市」を宣言します

平成10年12月18日

桶川市

宣言理由

わたしたちの社会は、これまで「男は仕事、女は家庭」という考え方によられてきました。それがために、女性が社会で活躍する門戸が狭くなっていました。これからわたしたちのまちは、“男らしさ、女らしさ”にしばられる事なく、男女が共に助け合う社会へ向けて男女共同参画都市宣言をするものです。

目 次

I	桶川市における男女共同参画の状況	1
II	桶川市男女共同参画基本計画進捗状況	9
1	桶川市第四次男女共同参画基本計画 体系図	10
2	桶川市男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況	12
	基本目標 1 男女共同参画をすすめる意識づくり	
	【施策の柱】1 意識啓発と調査・研究	12
	【施策の柱】2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	14
	【施策の柱】3 男女共同参画センター機能の充実	15
	基本目標 2 男女共同参画をすすめる環境づくり	
	【施策の柱】1 家庭における男女共同参画の推進	16
	【施策の柱】2 職場における男女共同参画の推進	19
	【施策の柱】3 地域における男女共同参画の推進	20
	基本目標 3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり	
	【施策の柱】1 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	21
	【施策の柱】2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重	23
	【施策の柱】3 だれもが暮らしやすい社会づくり	25

令和4年度版 男女共同参画年次報告書について

この年次報告書は、桶川市男女共同参画推進条例（平成14年4月1日施行）に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、2部構成からなる報告書です。

Iは、男女共同参画の状況について各種統計・調査等資料を基にまとめています。

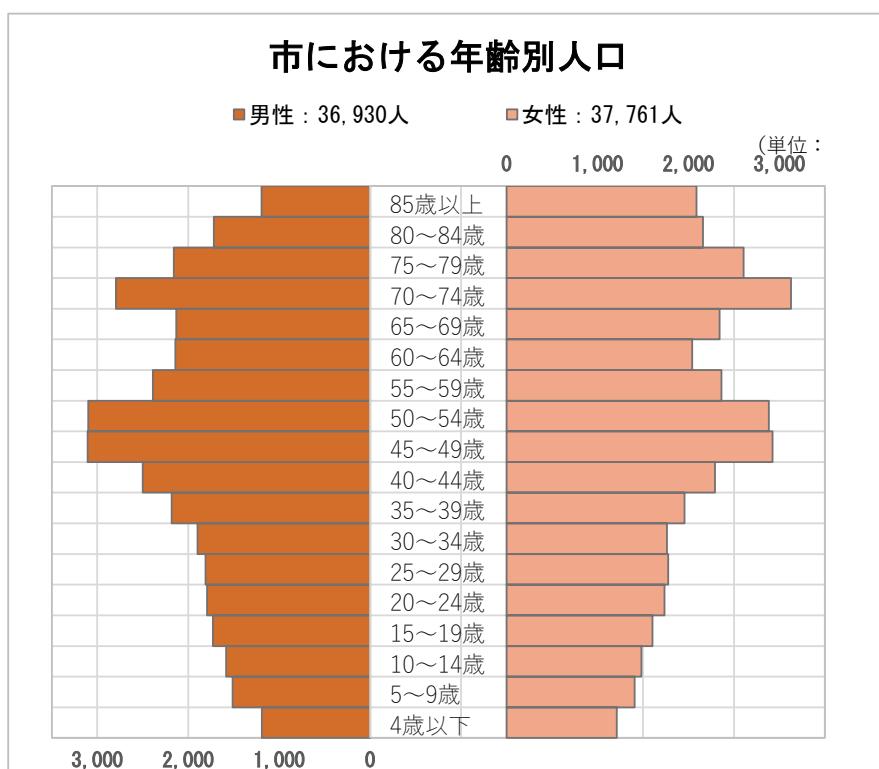
IIでは、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、令和3年度における桶川市第四次男女共同参画基本計画の進捗状況を記載しています。

I 桶川市における男女共同参画の状況

★市の人口概況

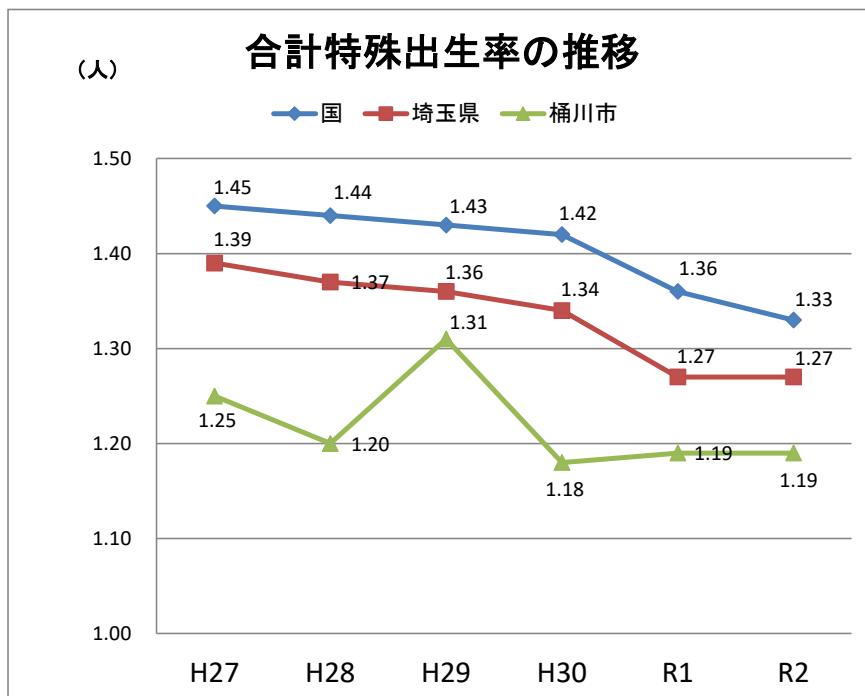
◆人口

市民課



◆人口動態

厚生労働省「人口動態統計」、埼玉県「人口動態概況」



桶川市は、平成29年に1.31と上昇したが、国、埼玉県の数値を下回って推移している。

* 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を産むとした子供の数。

- 2 -

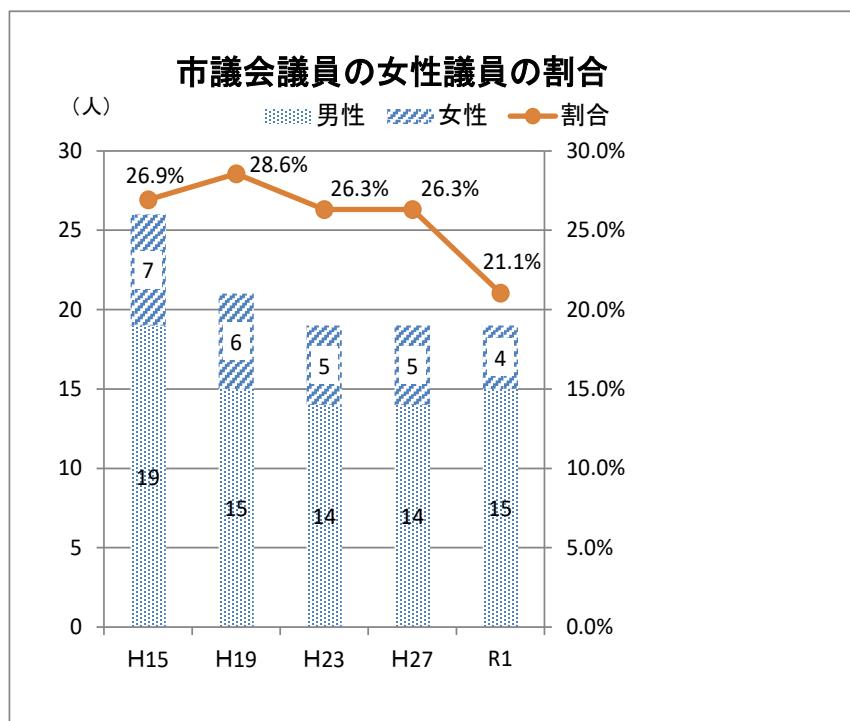
令和4年4月現在、本市の人口は74,691人で、内訳は女性37,761人、男性が36,930人。

15歳未満の年少人口は8,390人、15歳～64歳の生産年齢人口は43,982人、65歳以上の老人人口が22,319人で、老人人口では、女性の割合が55.2%と男性を上回っている。

★女性の社会参画

◆政治への参画

議会事務局

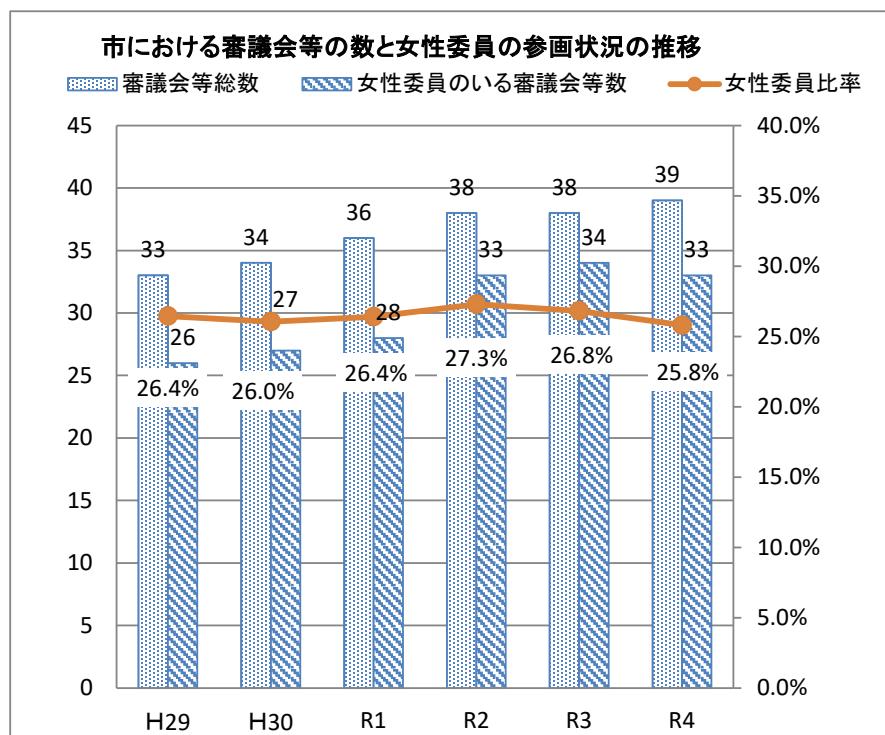


令和元年 12月 11日
現在、市議会議員における女性の数は 4 人で、
その割合は 21.1% である。

現在、議員定数は 19
となっている。

◆審議会等への参画

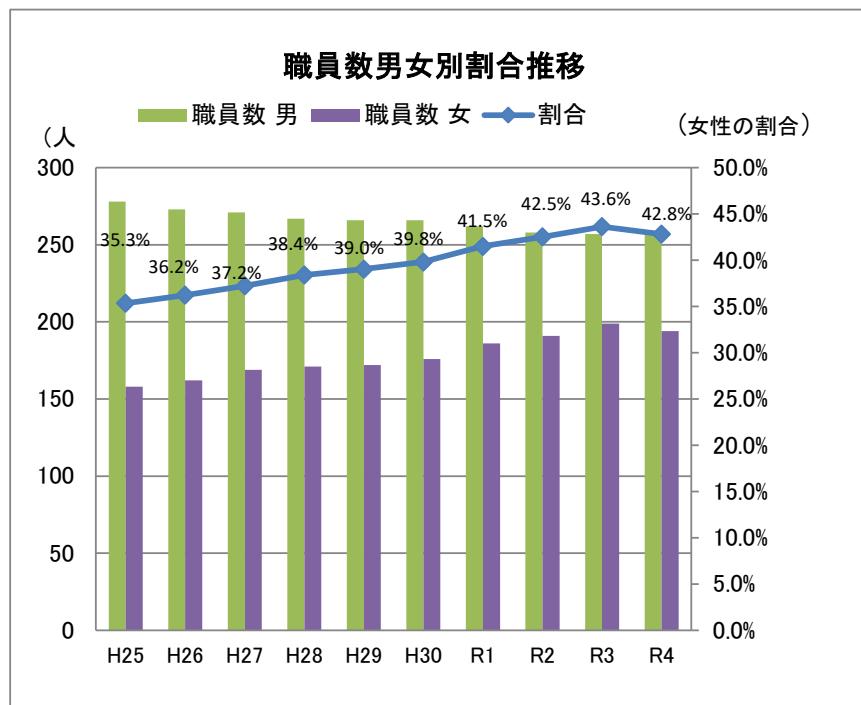
人権・男女共同参画課



令和 4 年 4 月 1 日
現在、市の審議会等の数は 39 機関である。そのうち、女性委員のいる審議会等は 33 機関であり、女性委員の割合は 25.8% となっている。

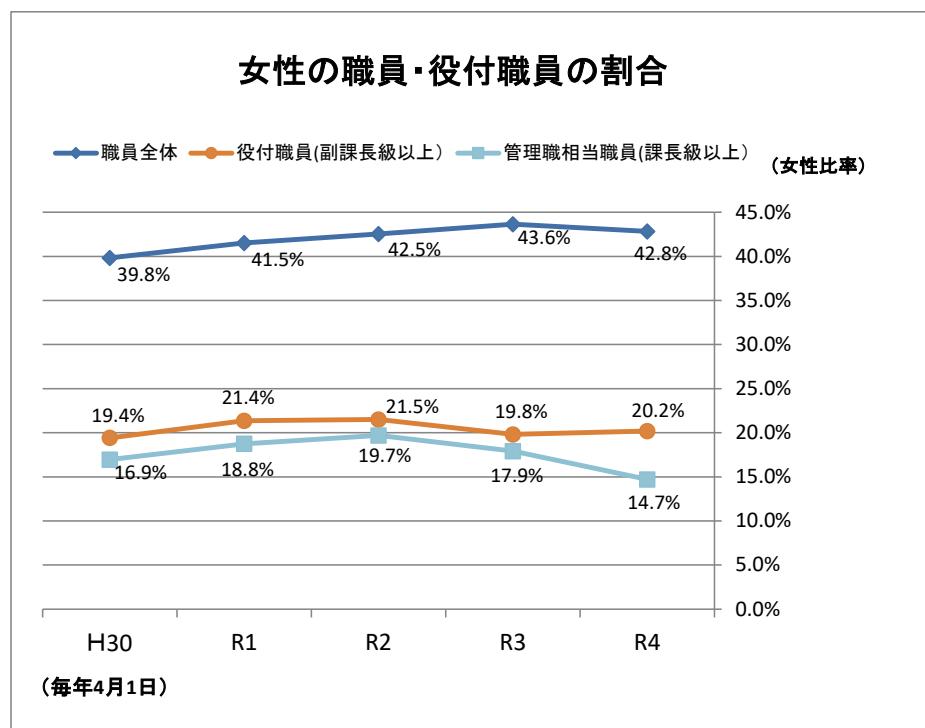
◆市における女性の職員

職員課



令和4年4月1日現在、女性職員は194人で、男性職員259人に対して、割合は42.8%となっており、R3年度までは年々増加していたが、R4年度は減少した。

職員課

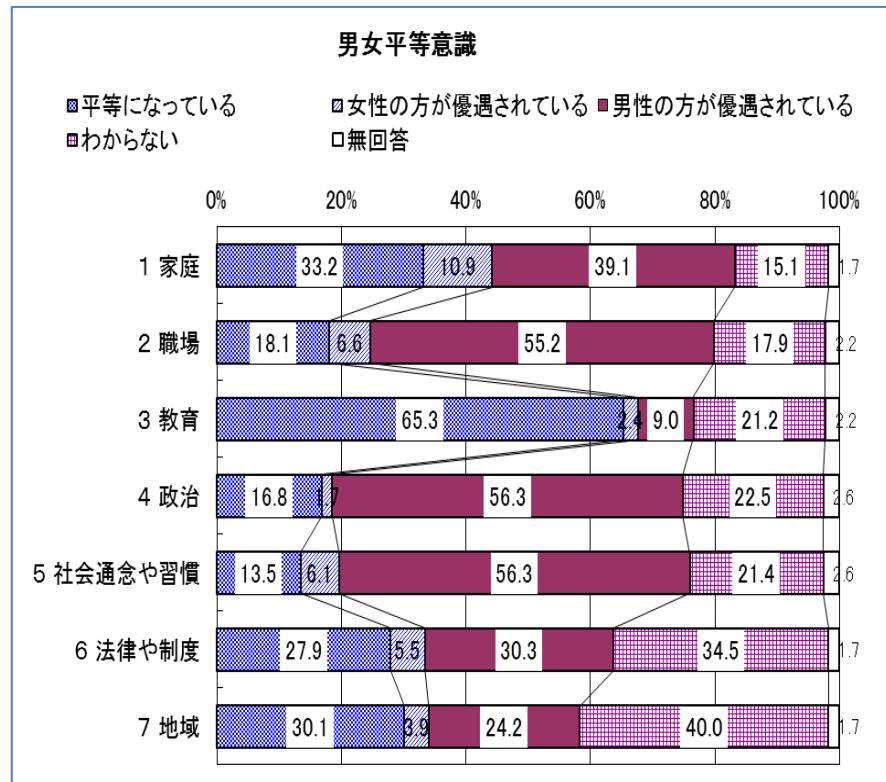


令和4年4月1日現在、役付職員（副課長級以上）の女性の割合は20.2%に上昇したが、管理職相当職員（課長級以上）の女性の割合は14.7%と昨年度より減少した。

★男女共同参画に関する意識

◆男女平等意識

平成 29 年度男女共同参画意識調査



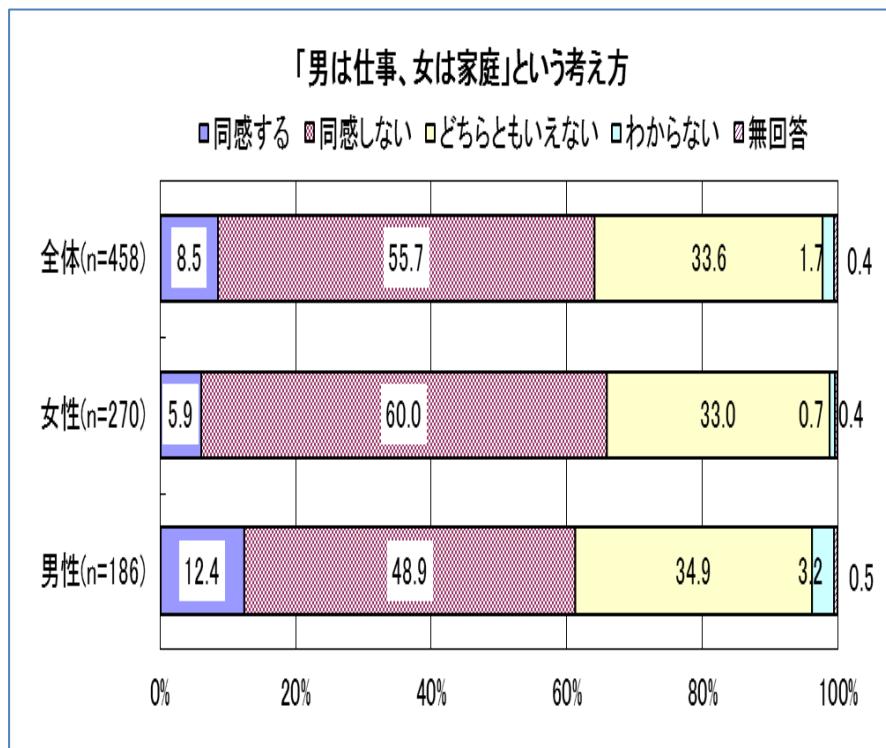
「平等になっている」の上位は、【教育】が 65.3%、次いで【家庭】が 33.2% となっている。

「女性の方が優遇されている」の上位は、【家庭】が 10.9%、次いで【職場】が 6.6% となっている。

「男性の方が優遇されている」の上位は、【政治】と【社会通念や習慣】が 56.3% と同数になっていています。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方

平成 29 年度男女共同参画意識調査

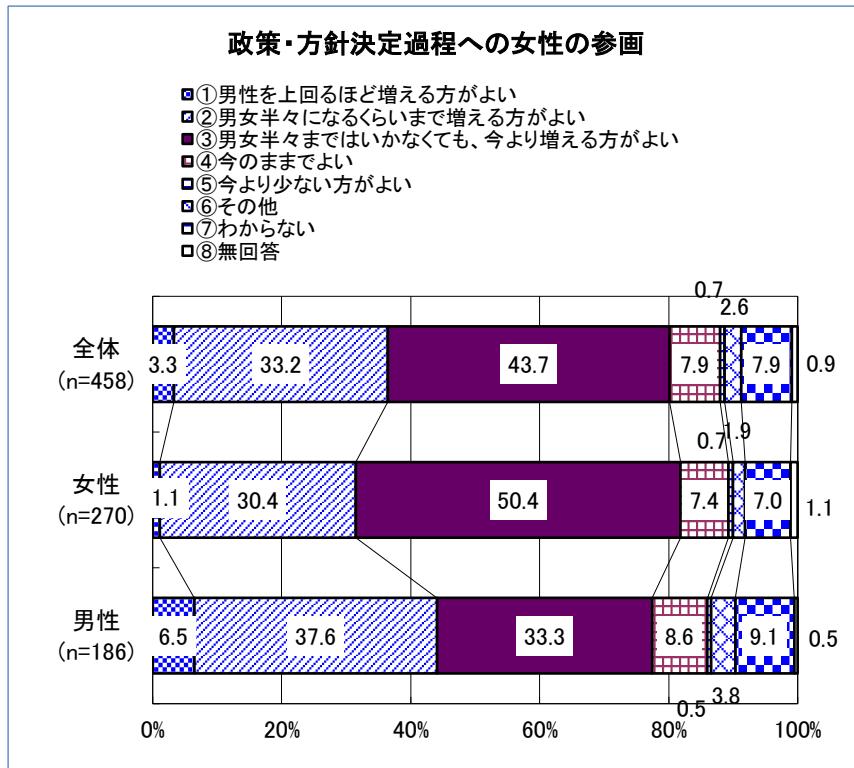


全体では、過半数の人が「同感しない」と回答しており、固定的性別役割分担に同感しないとしている人が多い。

しかし、「同感する」と回答した男性の割合は女性の約 2 倍となっており、男女間で差が見られます。

◆政策・方針決定過程への女性の参画

平成 29 年度男女共同参画意識調査

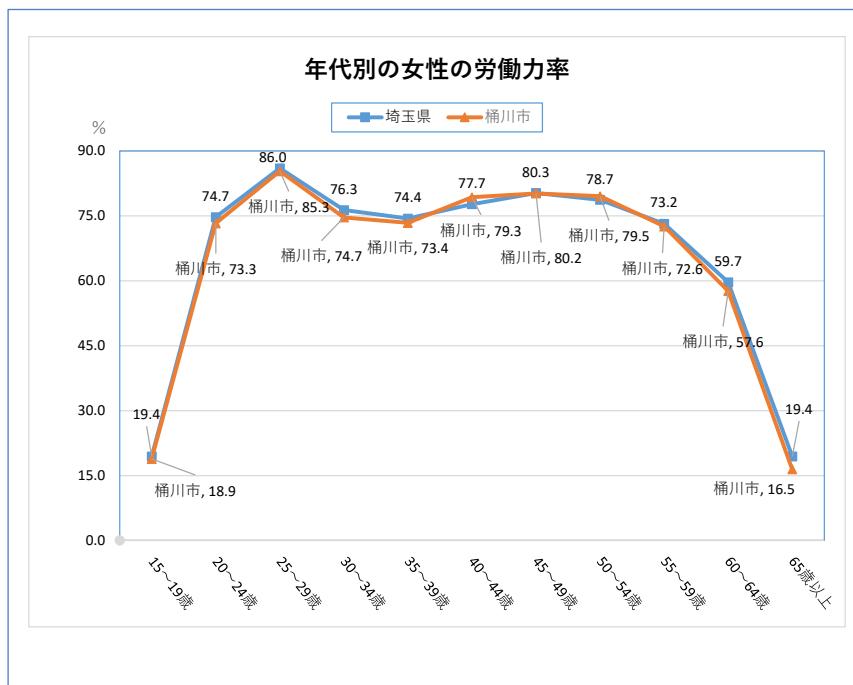


全体では、「男女半々まではいかなくても、今より増えるほうがよい」が最も多く、次いで「男女半々になるくらいまで増える方がよい」となっており、7割を超える多くの人が政策・方針決定の場に女性女性の参画が増えていくことを望んでいることがわかります。

★労 働

◆女性の労働力人口

資料:国勢調査(平成 27 年)



本市の女性労働力率を年代別にみると、25 歳～29 歳の 85.3% と最も高くなるが、30 歳代は 74.7%、73.4% と低くなり、40 歳代になると再び高くなる、いわゆる「M字カーブ」を描いている。

これは、結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだす女性が多いことを示している。

※労働力率とは、15 歳以上の人口（労働状態不詳を除く）に占める働く人（労働力人口）の割合。

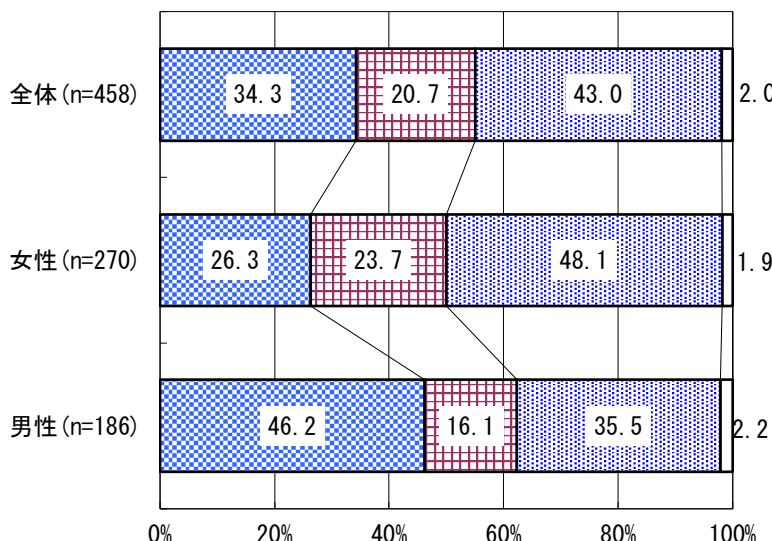
★ワーク・ライフ・バランスの推進

◆ワーク・ライフ・バランスの認知度

平成 29 年度男女共同参画意識調査

ワーク・ライフ・バランスの認知度

■知っている □言葉は知っているが、内容はわからない □知らない □無回答



全体では、「知らない」と回答した人の割合が43.0%と最も高くなっています。男女別でみると、「知っている」と回答した女性の割合は26.3%と低いのに対し、男性の割合は46.2%と高いことから、女性と男性で大きく認知度に開きがあることがわかります。

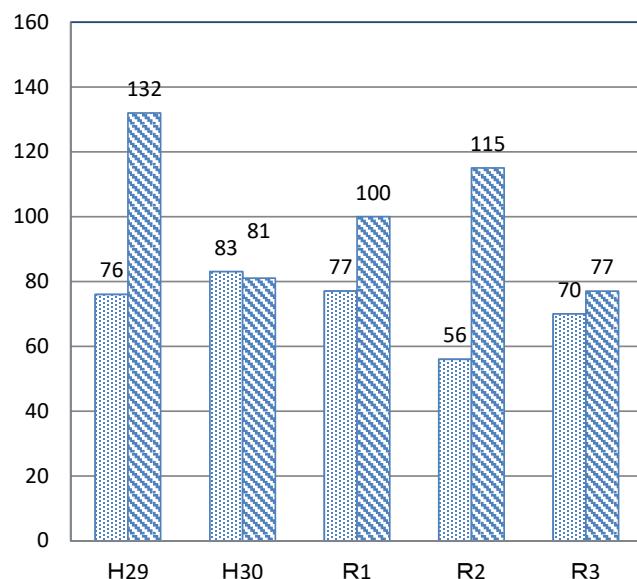
★女性に対する暴力の根絶

◆女性相談とDV相談の件数

人権・男女共同参画課

女性相談とDV相談の件数の推移

■女性相談 □DV相談



令和3年度の本市の女性相談の受付件数は70件、DV相談の受付件数は77件となっている。

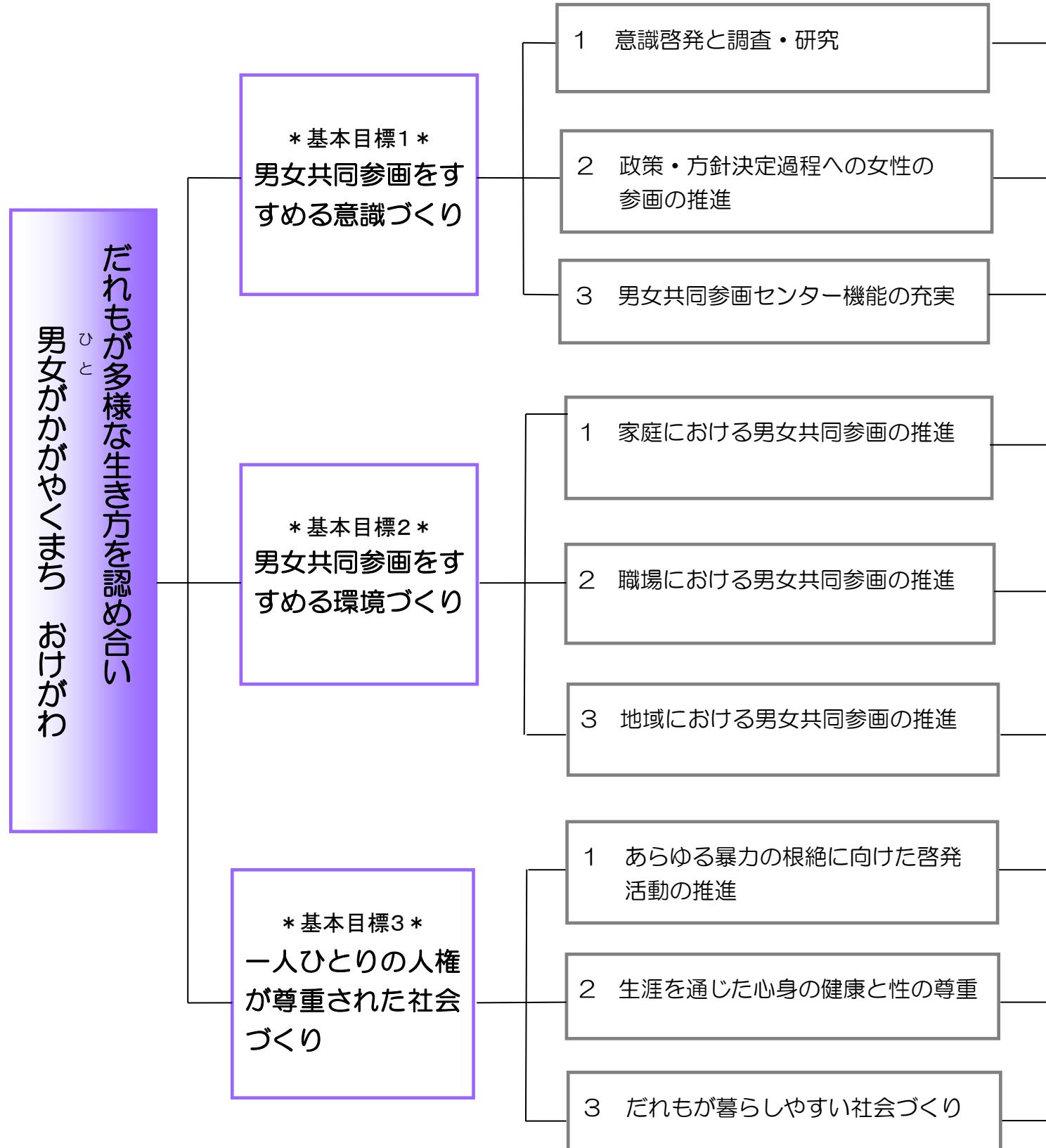
II 桶川市男女共同参画基本計画進捗状況

1. 桶川市第四次男女共同参画基本計画 体系図

【将来像】

【基本目標】

【施策の柱】



令和元年度～令和5年度

【施策の基本的な方向】

※重点事項※

- (1)男女共同参画推進のための広報・啓発活動
- (2)男女共同参画に関する男性の理解の促進 **重点事項④**
- (3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- (4)男女共同参画に関する調査・研究・情報の収集と提供

- (5)審議会等への女性の積極的な参画の推進 **重点事項①**
- (6)府内における女性管理職登用の推進 **[桶川市女性活躍推進計画]**

- (7)男女共同参画センター機能の活用の推進

- (8)ワーク・ライフ・バランスの推進 **重点事項③** **[桶川市女性活躍推進計画]**
- (9)男女がともに担う家事・育児・介護の推進 **[桶川市女性活躍推進計画]**
- (10)地域が支える子育て家庭への支援
- (11)介護が必要な家庭への支援

- (12)男女がともに働きやすい職場環境の整備 **[桶川市女性活躍推進計画]**
- (13)経済分野における女性の活動支援 **[桶川市女性活躍推進計画]**
- (14)女性のチャレンジ支援の推進 **[桶川市女性活躍推進計画]**

- (15)地域活動における方針決定過程への女性の参画の推進
- (16)男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進 **重点事項⑤**

- (17)あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進 **重点事項②**
- (18)相談体制の強化と被害者への支援
- (19)関係機関との連携の強化

- (20)年齢やライフスタイル等に応じた心身の健康支援
- (21)「性と生殖に関する健康と権利」の啓発活動

- (22)高齢者・障害者・外国人等への支援の充実
- (23)多様な性を理解し、尊重するための啓発

①審議会等への女性の積極的な参画の推進

②あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

③ワーク・ライフ・バランスの推進

④男女共同参画に関する男性の理解の促進

⑤男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標1 男女共同参画をすすめる意識づくり

【施策の柱】1 意識啓発と調査・研究

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
1	男女共同参画推進のための広報・啓発活動	男女共同参画社会を実現するため固定的性別役割分担意識の解消や慣習、社会制度の見直しのために、積極的な情報提供と、広報・啓発事業の充実を図ります。	①市刊行物における男女共同参画の視点の徹底	男女共同参画の視点で市の刊行物等を定期的に確認した。 毎月の市広報誌を発行するにあたり、文章やイラストでの表現・表記を、男女共同参画等に配慮し作成した。 ・発行部数:329,500部	人権・男女共同参画課 秘書広報課
			②広報紙やホームページによる情報提供と啓発	市広報誌に啓発記事を掲載した。 【6月号】6月23日～29日は「男女共同参画週間」です ・パネル展inアソシエ ・ワーク・ライフ・バランスとは? 【11月号】「児童虐待?DVかな?」と思ったら ・これは児童虐待です ・これはDVです ・Wリボンメッセージボードの作成 ・特設「DV電話相談」	人権・男女共同参画課
			③セミナーやフォーラムの開催	公募による編集委員が男女共同参画情報紙『かがやき』を作成し、市広報誌に掲載した。 【2月号】こんな「思い込み」ありませんか? ～あなたの中のアンコンシャス・バイアス～	
			④グループサポート事業の実施	就職に役立つセミナーを県と共に実施した。 「埼玉県女性キャリアセンター就職サポート 県内キャラバンin桶川『女性就職支援セミナー』」 実施日:7月13日 参加者数:11人	人権・男女共同参画課
			④グループサポート事業の実施	LGBTQをテーマにしたセミナーを実施した。 「LGBTQ/多様な性と子どもたち」 実施日:12月23日 参加者数:27人	人権・男女共同参画課
			④グループサポート事業の実施	身近な人々との良好な関係を築き、自分らしく生きることを学ぶフォーラムをオンラインで開催した。 「よりよい人間関係を作るヒミツ～『ほめ上手』はトクをする!?」 配信期間:3月1日～31日 申込者:104名 視聴回数:182回	人権・男女共同参画課
			④グループサポート事業の実施	公募により男女共同参画社会の実現を目指して活動を行う市民団体の調査研究・啓発などにかかる活動費の一部を交付した。 交付団体:1団体 内容:「男性も女性も知っておきましょう!～人生100年時代のためのいろいろな制度～」	人権・男女共同参画課
			④グループサポート事業の実施	グループサポート事業を紹介するパネルを作成し、市民活動サポートセンター及び公民館でパネル展示を実施し、各施設の利用者にグループサポート事業について周知した。	人権・男女共同参画課

			①男女共同参画に関する男性の意識啓発	男性の育児参加を促す「パパ育休ガイドブック」を母子手帳を交付する際に配布するよう担当課に依頼した。また、同ガイドブックを職員課及び子育て支援センターに配架した。	人権・男女共同参画課
			②家事・育児・介護・地域活動等への参画促進	積極的な地域参画を促進するための市民活動セミナーの開催、及び男女共同参画の関連団体に対して活動の場の提供を行った。	自治振興課
			③育児休業・介護休暇の取得促進	職務専念義務の免除や営利企業等への従事に対して許可を出すことにより、地域活動への参画を促した。	職員課
			④男性相談実施の検討	毎週水曜日をノーワークデーに設定し、職員が時間の有効活用を図るために定時退庁を促した。	職員課
2	男女共同参画に関する男性の理解の促進	男性に対して男女共同参画への理解の促進と意識の改革を図ります。また、男性が家事・育児・介護等に参画することに対して周囲の理解を深めるために必要な啓発活動を行います。	⑤育児休業・介護休暇の取得促進	「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を基に、男性に育児休業制度や介護休暇制度等の周知を行うことにより、取得の促進を図った。 ・育児休業取得者:19人(男性2人・女性17人) ・介護休暇取得者:1人	人権・男女共同参画課
3	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	学校教育において、男女平等教育を推進するとともに、男女共同参画の視点を持った教職員や保護者への研修や啓発を実施します。市民に向けては、男女共同参画推進意識の醸成のため、社会教育等において学習機会を提供します。	①男女平等教育の推進	国・県が作成したパンフレット・チラシ等を男女共同参画コーナー「アソシエ」で配布し、情報提供した。	人権・男女共同参画課
			②性別にとらわれない、個人の能力と適性を重視した進路指導	各学校において全体計画を作成し、推進を図った。	学校支援課
			③教職員の男女共同参画に関する研修の実施	各学校において全体計画を作成し、推進を図った。	学校支援課
			④PTA活動への男性保護者の参画と会長職への女性の参画促進	各学校での研修計画に基づいて実施した。 「おやじの会」等の名称で、男性保護者を中心としたPTA活動を組織した。 ・小中学校数:5校(5/11校)	生涯学習・スポーツ推進課
				小中学校のPTA会長職への女性の就任状況:3人(3/11人)	
4	男女共同参画に関する調査・研究・情報の収集と提供	男女共同参画に関する市民意識の動向を調査し、意見を施策に反映します。また、男女共同参画に関する国内外の最新の動向について、情報収集と提供を行います。	①市民意識の動向調査の実施	アンケート内容について情報収集をした。 (アンケートの実施は令和4年度予定)	人権・男女共同参画課
			②男女共同参画に関する国内外の情報収集と提供	情報誌「女性情報」を男女共同参画コーナー「アソシエ」に配架し、男女共同参画に関する国内外の情報を提供した。	人権・男女共同参画課

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標1 男女共同参画をすすめる意識づくり

【施策の柱】2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
5	審議会等への女性の積極的な参画の推進	審議会等への女性委員の参画を推進するため、女性の委員数調査を実施し公表します。女性人材リストの整備・活用を図ります。	①審議会等への女性委員の参画推進(目標40%)	審議会等への女性委員の登用状況:26.8% (R3.4.1現在) 桶川市の女性の社会参画状況について、市ホームページや男女共同参画コーナー「アソシエ」で情報提供をした。 ・市議会議員の女性議員の推移 ・審議会等女性委員の推移	人権・男女共同参画課
			②委員の選出母体への女性選出の協力要請	各審議会等の推薦団体に対し、女性委員の選出の協力要請をした。	人権・男女共同参画課
			③委員選出方法のあり方の見直し	審議会において男女それぞれの意見が明確に反映されるよう、選出方法のあり方について検討した。	人権・男女共同参画課
			④女性人材リストの充実及び有効活用	女性人材リストのあり方について検討した。	人権・男女共同参画課
6	庁内における女性管理職登用の推進	女性活躍推進法に定められた特定事業主行動計画に基づき、女性職員の積極的な管理職登用の推進と職場風土や意識の改革、職域の拡大を図ります。	①女性職員の積極的な管理職への登用(目標値20%)	女性職員の管理職への登用状況 ・登用率:17.9%(R3.4.1現在)	職員課
			②職員研修の実施	主事級の職員を対象に「キャリアアップ研修」を実施した。 ・参加者数:5人	職員課
			③桶川市次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画に沿った職員の意識改革や職場の環境整備	「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を職員がいつでも閲覧できるように情報提供をした。	職員課
			④出産・育児休業後の職場復帰しやすい環境整備	育児休業復帰後の出退勤への配慮として、部分休業制度について周知し、請求があった場合には、承認した。 休業中の自己啓発に取り組めるよう、通信教育講座の実施を対象職員に周知した。 ・対象者:17人 受講者:1人	職員課

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標1 男女共同参画をすすめる意識づくり

【施策の柱】3 男女共同参画センター機能の充実

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
			①男女共同参画センター機能の周知	市広報誌及び市ホームページで、男女共同参画コーナー「アソシエ」の周知を行った。	人権・男女共同参画課
7	男女共同参画センター機能の活用の推進	「活動拠点機能」と「相談機能」の利用促進に向けた周知活動と、その機能の充実	②男女共同参画コーナー「アソシエ」の検証と利用促進	男女共同参画に関するパネル展及び啓発活動を「アソシエ」で実施した。 【4月】グループサポート事業紹介パネル展 【6月】男女共同参画週間パネル展「考え方！わたしたちの働き方・暮らし方」 【8月】「スポーツと女性」 【10月】パープルリボンキャンペーン 【11月】Wリボンキャンペーン（女性に対する暴力をなくす運動週間・児童虐待防止月間） 【12月】人権週間パネル展 【2月～3月】令和3年度男女共同参画事業実施報告パネル 【随時】お茶博士・辻村みちよ	人権・男女共同参画課
				男女共同参画への理解を深めるために、図書の貸出、情報紙やチラシの配布等を行い、情報提供をした。 ・図書の蔵書数：642冊 貸出冊数：8冊	人権・男女共同参画課
				女性向けの仕事に関する情報コーナーを「アソシエ」に設置し、県が主催する女性向けの就労や起業に関する講座等の情報提供をした。	
				県の里親フォースタッキング事業を受託しているNPO法人に対し、毎月1回養育里親相談会の会場に「アソシエ」を提供した。 ・実施回数：12回	
		③女性相談事業の充実	③女性相談事業の充実	女性のための相談窓口ガイドを新規で作成し、各相談窓口及び市庁舎の女子トイレに設置した。 ・配布数：1,250部	人権・男女共同参画課
		専門のカウンセラーによる女性相談を市の相談室で実施した。 ・実施回数：24回 相談件数：70件		人権・男女共同参画課	
		DV等に関する相談について、人権・男女共同参画課職員が随時対応した。 ・相談件数：77件		人権・男女共同参画課	

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標2 男女共同参画をすすめる環境づくり

【施策の柱】1 家庭における男女共同参画の推進

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
8	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに家庭生活と職業生活等とのバランスのとれたライフスタイルを実現できるよう支援します。	①ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発活動の実施	各課の事業等で啓発品の配布を依頼し、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画週間について周知した。 ・事業数:6 配布数:197個	人権・男女共同参画課
				男性の育児参加を促す「パパ育休ガイドブック」を母子手帳を交付する際に配布するよう担当課に依頼した。また、同ガイドブックを職員課及び子育て支援センターに配架した。【再掲】	産業観光課
			②育児休業や介護休暇制度の普及・啓発	国・県等が作成したパンフレット・チラシ・ポスター等を配布・掲示し、情報提供をした。	職員課
9	男女がともに担う家事・育児・介護の推進	男女が家族の対等な一員として、喜びも責任も分かち合えるよう支援します。	①相談サービスの充実	「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を基に、男性に育児休業制度や介護休暇制度等の周知を行うことにより、取得の促進を図った。【再掲】 ・育児休業取得者:19人(男性2人・女性17人) ・介護休暇取得者:1人	職員課
				介護者のつどいを開催し、家族介護者支援のための相談・情報交換の場を提供した。なお、通常行っていた認知症カフェは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。 ・介護者のつどい:14回開催	高齢介護課
				子ども家庭支援員による「こどもと家庭なんでも相談」「いつでも子育てメール相談」など、家庭、児童、子育てに関する悩みや不安を抱えている養育者に対して電話や面接などによる相談を実施した。 ・電話、面接相談:96件 ・メール相談:9件	子ども未来課
			②男女がともに家事・育児・介護を担うための講座の実施	子育て世代包括支援センターに加え、乳幼児健康診査会場などにも、相談の場を設け、子育て相談を実施した。 ・相談件数:88件 情報提供:1,784件	保育課
				子育て世代包括支援センターを拠点に、母子健康手帳交付時・訪問・電話相談を通して、不安や悩みの把握に努め、適切な助言や支援を実施した。	健康増進課
9	男女がともに担う家事・育児・介護の推進	男女が家族の対等な一員として、喜びも責任も分かち合えるよう支援します。	①相談サービスの充実	認知症の基本的知識や認知症の人への対応の仕方などを学び、職場や地域で認知症の人や家族を見守る応援者となる認知症サポーター養成講座を実施した。 ・実施回数:19回 養成者数:222人	高齢介護課
				ファミリー・サポート・センター会員や子育て支援センター利用者などに、子どもの発達や育児に関する講座を実施した。 ・講座名:子育て支援講習会、ステップアップ講習会 ・実施回数:3回 ・参加者数:大人48人 子ども:7人	子ども未来課
			②男女がともに家事・育児・介護を担うための講座の実施	各子育て支援センターにおいて、市内保育所に入所を希望する父母に、子育てコンシェルジュによる入所説明会を実施した。 ・実施回数:3回 ・参加者数:各回10家族	保育課

			<p>妊娠24～36週の妊婦とその夫を対象に、沐浴の講義と実習、夫の妊婦体験、新生児の育児などの内容でパパママ体験クラス(両親学級)を実施した。 ・実施回数:12回 参加者:妊婦70人、夫69人</p>	健康増進課
		③男性向け講座の開催	<p>国・県等で作成したパンフレット・チラシ等を男女共同参画コーナー「アソシエ」で配布し、情報提供をした。</p>	人権・男女共同参画課
			<p>感染症拡大防止のため、料理教室は中止した。</p>	健康増進課
10	地域が支える子育て家庭への支援		<p>日出谷子育て支援センターで、配慮が必要な子育て家庭等を支援する「めだかサロン」を開催。保健師や母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュ等専門知識のある相談員を配置し、育児相談や情報提供等を実施した。 ・相談件数:287件 情報提供:326件</p>	子ども未来課
		①子育て世代包括支援センター事業の充実	<p>子育てコンシェルジュによる子育て相談、各種情報提供をした。 ・相談件数:88件 ・情報提供:1,784件</p>	保育課
			<p>母子健康手帳交付時に面接を実施し、母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュが連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援(訪問・電話相談・子育て支援事業)を実施した。</p>	健康増進課
		②子育てサービスの充実	<p>幼児2人同乗用(3人乗り)自転車について、購入費用の一部を補助した。 ・交付件数:39件</p>	子ども未来課
			<p>放課後児童クラブの市全体での定員確保のため、新たな民設民営放課後児童クラブの整備・運営の支援を行った。</p>	保育課
			<p>7か月児、10か月児相談を実施した。 ・実施回数:24回 参加者数:757人</p>	健康増進課
		③子育て支援センターや児童館、ファミリー・サポート・センター事業の充実	<p>地域子育て支援拠点施設として子育て世帯への支援や地域住民との交流を促進した。 【駅前子育て支援センター】 ・開催日:242日 利用者:5,645人 【日出谷子育て支援センター】 ・開催日:242日 利用者:6,103人 【児童館】 ・開催日:309日 利用者:8,847人</p>	子ども未来課
			<p>子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしてくれる人を結ぶ事業を実施した。 【ファミリー・サポート・センター】 ・会員総数:752人 利用件数:2,245件</p>	
		④子育てサークル等への支援の充実	<p>子育てサークルに対して活動場所の提供や活動への支援を行った。 ・サークル数:8団体 年間活動数:48回 利用者:382人</p>	子ども未来課

			⑤ひとり親家庭の自立に向けた情報提供と支援(経済的支援、各種制度の利用)	自立支援を図り就労促進のため、給付金を支給した。 ・自立支援教育訓練給付金:0件 ・高等職業訓練促進給付金:3件	子ども未来課
				埼玉県と連携し、母子寡婦福祉資金の受付をした。 ・申請件数 6件	
				桶川市教育センター及びスマイル相談員(小学校)、さわやか相談員(中学校)において相談業務をした。 ・相談件数:4,879件	学校支援課
11 介護が必要な家庭への支援	家族の介護負担を軽減するため、相談体制や多様なニーズに対応できる介護サービスの充実を図ります。また、健康でいきいきと地域で暮らし続けられるよう、介護予防事業の充実を図ります。	①相談体制の充実		高齢者の「ワンストップ相談窓口」である地域包括支援センターで総合相談支援業務を実施した。 ・地域包括支援センター:4か所 ・総合相談支援業務:7,954件	高齢介護課
			②介護サービスの充実	所得の低い居宅サービス利用者に対し、サービス利用料の利用者負担額を70%軽減した。 ・軽減件数:7,322件	高齢介護課
		③介護予防の充実		介護予防教室は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4~7月、10~3月に実施した。 ・「転ばん！運動教室」参加者数:延べ1,178人 ・「脳げんき教室」参加者数:延べ587人 ・「音の広場」参加者数:延べ323人 ・「フォローアップ教室」参加者数:延べ674人	高齢介護課
				市内4か所の地域包括支援センターで行った介護予防教室は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4~7月、10~3月に実施した。 ・実施回数:116回 参加者数:延べ1,712人	
				通いの場 100歳体操の指導者の育成の教室として、介護予防センター養成講座を実施した。 ・参加者数:延べ142人	

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標2 男女共同参画をすすめる環境づくり

【施策の柱】2 職場における男女共同参画の推進

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
12	男女がともに働きやすい職場環境の整備	女性活躍推進法等の普及のための啓発を行い、男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進します。また、働きやすい環境づくりのためにセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止のための啓発活動の充実を図ります。	①市民や企業等への雇用や待遇についての啓発 ②男女共同参画に積極的に取組む企業等の紹介 ③育児休業や介護休暇制度の普及・啓発(再掲) ④セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止のための啓発	国・県等が作成したパンフレット・チラシ等を男女共同参画コーナー「アソシエ」で配布し、情報提供をした。 国・県等が作成したパンフレット・チラシ・ポスター等を配布・掲示し、情報提供をした。【再掲】 国・県等が作成したパンフレット・チラシ等を男女共同参画コーナー「アソシエ」で配布し、情報提供をした。 「育児・介護のための両立支援ハンドブック」を基に、男性に育児休業制度や介護休暇制度等の周知を行うことにより、取得の促進を図った。【再掲】 ・育児休業取得者:19人(男性2人・女性17人) ・介護休暇取得者:1人 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについて、小冊子を男女共同参画コーナー「アソシエ」に配架し、情報提供をした。	人権・男女共同参画課 産業観光課 人権・男女共同参画課 職員課 人権・男女共同参画課
13	経済分野における女性の活動支援	多様な就業形態の中で自分のライフスタイルに合った柔軟な働き方を選択できるような活動の支援を行います。	①就労講座の実施及び情報提供 ②就労相談の充実 ③女性農業従事者への「家族経営協定書」の普及と認定農業者の育成・支援	県で実施している就労講座のチラシを男女共同参画コーナー「アソシエ」で配布し、情報提供をした。 就職に役立つセミナーを県と共催で実施した。 「埼玉県女性キャリアセンター就職サポート 県内キャラバンin桶川『女性就職支援セミナー』」 実施日:7月13日 参加者数:11人 県と連携して、労働セミナー「働き方改革関連法のポイント～同一労働同一賃金とは～」を開催した。 ・参加者数:10人 上尾市、伊奈町、大宮公共職業安定所と連携した「若者就職面接会」は新型コロナウイルス感染症拡大状況を鑑み中止としたが、求職者と参加企業との個別選考の機会を創出した。 ・面接あっせん:8人、内定者:3人 大宮公共職業安定所の派遣職員による、求職相談会を開催した。 ・参加者数:10人 ハローワークの求人情報を市役所産業観光課窓口及び内職相談室にて提供した。 農業従事者へ家族経営協定の周知を行い、また認定農業者への支援を行った。 認定農業者協議会の次年度役員の女性登用を検討した。	人権・男女共同参画課 産業観光課 産業観光課 農政課
14	女性のチャレンジ支援の推進	起業や再就職を目指す女性や起業した女性に対して、情報提供や就業能力の育成等を行います。	①他機関との連携による相談事業や講座の実施 ②起業・再就職についての情報提供や講座の実施	桶川市商工会、公益財団法人埼玉県産業振興公社と連携し、創業支援事業計画による創業支援を実施した。 県が実施している就労講座のチラシを男女共同参画コーナー「アソシエ」で配布し、情報提供をした。	産業観光課 人権・男女共同参画課

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標2 男女共同参画をすすめる環境づくり

【施策の柱】3 地域における男女共同参画の推進

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
15	地域活動における方針決定過程への女性の参画の推進	地域活動において男女がそれぞれの意見を反映できる環境づくりを推進します。	①市民の地域活動における男女共同参画に関する研修、広報・啓発活動の推進	男女共同参画を推進する活動を行う市民団体に対し、学習や研修機会の情報提供をした。 ・1団体 会員数:16人(R3.4.1現在)	人権・男女共同参画課
			②自治会活動での女性リーダーの育成	積極的な地域参画を促進するための市民活動セミナーの開催、及び男女共同参画の関連団体に対して活動の場の提供を行った。 区長等の女性の就任状況 ・区長 2人(2/78人) ・区長代理 36人(36/215人)	自治振興課
16	男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進	防災・防犯対策の活動において男女それぞれの視点を取り入れるため、女性の参画を促進し、男女が協力して取り組める体制づくりを推進します。	①市民の自主防災組織等における男女共同参画に関する研修、広報・啓発活動の推進	令和3年度桶川市総合防災訓練において、男女に関わらず自主防災組織の参加の呼びかけを行ったが、新型コロナウイルス感染拡大を受け職員のみの参加となり実現できなかった。	安心安全課
			②自主防災組織における女性リーダーの育成	自主防災組織代表者の女性の就任状況 2人(2/72人)	安心安全課
			③防災・防犯活動への女性の参画の推進	県が作成したパンフレット「男女共同参画の視点を取り入れた『みんなが安心できる避難所運営』のすすめ」を男女共同参画コーナー「アソシエ」などで配布し、市民に対し啓発活動を実施した。 地域防犯推進委員の女性の就任状況 16人(16/208人)	人権・男女共同参画課
				消防団の女性の加入状況 7人(7/182人)	安心安全課

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

【施策の柱】1 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
17	あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	DV、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の防止のための啓発、支援に関する情報提供等の充実を図ります。また、刊行物発行の際に、差別的表現や固定的性別役割分担意識等による表現について見直し、職員に対しても周知を行います。	①桶川市第二次DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画に基づいた支援の実施 ②市民に向けた広報・啓発活動の充実 ③若年層に対する広報・啓発活動の充実(デートDV) ④学校や地域における取組みの充実 ⑤刊行物発行の際の表現の見直しと職員への周知	令和3年度で計画期間が終了することから、引き続きDV対策の更なる充実・推進を図るため、令和4年度から5年間の計画期間とした桶川市第三次DV対策基本計画を策定した。 ・相談件数:77件	人権・男女共同参画課
				女性相談やDV相談について、男女共同参画コーナー「アソシエ」や市広報誌、市ホームページ等で情報提供をした。	人権・男女共同参画課
				DVやデートDVを防止するために、啓発リーフレットやカードを男女共同参画コーナー「アソシエ」や市庁舎・公共施設の女子トイレに設置した。	人権・男女共同参画課
				DVと児童虐待の関わりと防止を啓発するパネルを作成し、男女共同参画コーナー「アソシエ」でパネル展を実施した。 ・実施日:11月2日～11月30日	人権・男女共同参画課
				DV根絶に向けた意識啓発活動を実施した。 【10月】パープルリボンキャンペーン ・パープルリボンを使ったタペストリーの作成 【11月】Wリボンキャンペーン ・メッセージボードの作成 ・啓発ポスターの掲示	人権・男女共同参画課
			③若年層に対する広報・啓発活動の充実(デートDV)	デートDVを防止するために、啓発リーフレットやカードを男女共同参画コーナー「アソシエ」や市庁舎・公共施設の女子トイレに設置した。	人権・男女共同参画課
				デートDV防止カード及びパンフレットを成人式典において配布した。	人権・男女共同参画課
			④学校や地域における取組みの充実	市内小中学校で、非行防止教室を実施するとともに、暴力根絶に向けて生徒指導の充実を図った。	学校支援課
				児童生徒の指導にあたるため、市内小中学校の人権教育の担当者に対して研修を実施した。	学校支援課
			⑤刊行物発行の際の表現の見直しと職員への周知	男女共同参画の視点で市の刊行物等を定期的に確認した。【再掲】	人権・男女共同参画課
18	相談体制の強化と被害者への支援	DV、ストーカー、セクシャル・ハラスメント等に関する相談体制の充実を図り、情報提供を実施します。	①桶川市第二次DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画に基づいた相談体制の充実	専門のカウンセラーによる女性相談を市の相談室で実施した。【再掲】 ・実施回数:24回 相談件数:70件	人権・男女共同参画課
				DV等に関する相談について、人権・男女共同参画課職員が隨時対応した。【再掲】 ・相談件数:77件	人権・男女共同参画課
				「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、特設「DV電話相談」を実施した。 ・実施日:11月15日～17日 相談件数:0件	人権・男女共同参画課

				新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面や電話での相談にオンライン相談を加えて、様々な状況においても女性相談ができるよう充実を図った。	
19	関係機関との連携の強化	桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議を開催し、府内外との連携を推進します。	①桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議の体制の拡充	桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議について、連携を要する事案がなかったため、開催しなかった。	人権・男女共同参画課 関係各課

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

【施策の柱】2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
20 年齢やライフスタイル等に応じた心身の健康支援	子どもから高齢者すべての市民のための、健康に関する情報提供、相談、研修会等を実施します。	①各種相談の充実 ②健康診断等の充実 ③更年期・高齢期の健康講座 ④スポーツ・レクリエーション参加機会の充実 ⑤薬物や性感染症等に関する防止啓発	①各種相談の充実	子どもも家庭支援員による「こどもと家庭なんでも相談」「いつでも子育てメール相談」など、家庭、児童、子育てに関する悩みや不安を抱えている養育者に対して電話や面接などによる相談を実施した。 ・相談件数(電話、面接):96件 ・相談件数(メール):9件	子ども未来課
				高齢者の「ワンストップ相談窓口」である地域包括支援センターで暮らしにかかわる相談を実施した。 ・地域包括支援センター:4か所 ・総合相談支援業務:7,954件	高齢介護課
				保健師や栄養士による電話や訪問などの健康相談、助言、情報提供を実施した。	健康増進課
				成人を対象にしたお立ち寄り健康相談を実施した。 ・実施回数:6回 参加者数:194人	健康増進課
			②健康診断等の充実	子育て中の人や就労する人に配慮し、集団がん検診の土曜日の実施や託児サービスを受けられる日を設けた。 ・託児日:4回 土曜日:4回	健康増進課
				勤務先等で健康診断を受診する機会がない30代の市民に対し、30代健康診査を実施した。 ・実施回数:4回 受診者:274人	健康増進課
			③更年期・高齢期の健康講座	要介護状態等になることを防止するため、介護予防教室の開催や地域の通いの場(集会所等)に出向いて健康講座を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4~7月、10~3月に実施した。 ・介護予防教室 参加者数:延べ2,762人 ・通いの場100歳体操団体支援:23団体	高齢介護課
				市民団体のニーズに応じて、出前健康講座を実施した。 ・実施回数:15回 参加者数:165人	健康増進課
			④スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	子どもから高齢者まですべての市民のスポーツ・レクリエーションの活性化に努め、スポーツを楽しみながら健康や体力の維持増進を図るために、下記の事業を実施したが、一部事業は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となった。 ・埼玉県レクリエーション大会inおけがわ 参加者:289人 ・おけがわスポーツフェスティバル 参加者:延べ1,969人 ・市民ミニバレー大会 中止 ・オケちゃん駅伝競走大会 中止 など	生涯学習・スポーツ推進課
				小学生を対象に市内小学校1校でリモートによる薬物乱用防止教室を実施した。 ・参加者数:129人	学校支援課
			⑤薬物や性感染症等に関する防止啓発	ポスターによる薬物乱用防止等の啓発や小学生を対象に市内小学校1校で防煙教室を実施した。 ・参加者数:129人 (動画視聴と資料配布で実施した。)	健康増進課

				DVやデートDVを防止する啓発リーフレットを成人式典において配布した。 女性がスポーツ分野で活躍するために必要なことを伝えるパネル展「スポーツと女性」を「アソシエ」で実施した。 ・8月12日～9月17日	人権・男女共同参画課
				男女共同参画コーナー「アソシエ」に性教育に関する書籍を配架し、情報提供をした。	
			⑥健康教育・性教育の実施	健康づくりサポーター養成講座を実施した。 ・実施回数:2回 参加者数:126人	健康増進課
				メンタルヘルス講演会を実施した。 ・2月10日「マインドフルネスの実践～ありのままを受け止め、心を整える～」参加者数:20人	
				各学校の計画により健康教育を実施した。	学校支援課
				各学校において年齢に応じた性教育を実施した。(小学校4年生、5年生、中学校1年生)	
21	「性と生殖に関する健康と権利」の啓発活動	女性が自身の身体について、自己決定する権利を尊重する啓発を実施します。	①市民に対する広報・啓発	予期しない妊娠の相談窓口「にんしんSOS埼玉」を紹介するカードを男女共同参画コーナー「アソシエ」と市庁舎女子トイレに設置した。	人権・男女共同参画課
			②学校や関係機関との連携による学習の充実	学校等からのニーズがなく、実施する機会はなかった。	健康増進課
				各学校の計画により実施した。	学校支援課

桶川市第四次男女共同参画基本計画に基づく事業の実施状況 (令和3年度)

基本目標3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

【施策の柱】3 だれもが暮らしやすい社会づくり

施策番号	施策	施策の概要	事業	実績(令和3年度)	担当課
22	高齢者や障害者、外国人等への支援の充実	高齢者や障害者、外国人等に対する各種サービスの充実、環境整備等を図り、だれもが生きやすい社会づくりを推進します。	①相談サービスの充実	消費生活センターにおいて消費生活相談員による相談窓口を設置し、消費生活に関する各種相談に対応した。 ・相談件数 346件	自治振興課
				外国籍の市民に対し、相談内容に応じて各種機関を紹介した。	市民課
				障害福祉課及び障害者相談支援センターを中心に、障害者及び養護者からの相談に常時対応するとともに、必要なサービス等の情報提供をした。 ・相談者数:388人	障害福祉課
				高齢者の「ワンストップ相談窓口」である地域包括支援センターで暮らしにかかわる相談を実施した。 ・地域包括支援センター:4か所 ・総合相談支援業務:7,954件	高齢介護課
			②高齢者支援の充実	在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための支援をした。 ・緊急通報システム事業:406件 ・徘徊者見守リストッカー交付事業:56件 ・徘徊高齢者等家族支援サービス事業:20件	高齢介護課
				桶川市、上尾市及び伊奈町と合同で「地域自立支援協議会」を開催し、それぞれが抱える地域課題や対応策等の情報共有をした。 ・実施回数:6回	障害福祉課
			④民間団体、市民等による国際交流の促進	日本語教室を実施し、市民間の国際交流の促進を行った。 ・実施回数:34回 ・参加者数:99人	自治振興課
				安心・安全で賑わいのある駅東口周辺地区を目指し、駅前広場、駅東口通り線、仲仙道線等の整備を推進した。 ・令和3年度末用地買収率 駅東口駅前広場:83.86% 駅東口通り線及び仲仙道線:68.77%	駅東口整備推進課
			⑤良好な住環境の創出と保全並びに使いやすい公共施設等の整備	歩行者や自転車の安心安全な通行を確保するため、道路環境の維持、整備をした。	道路河川課
				農業センターライフ大規模改修・耐震補強工事実施時に施設全体のバリアフリー化を図った。	建築課
				歩行者等の安全確保を目的として整備を進めていく都市計画道路愛宕東線について、令和4年度から事業が着手できるよう、関係各所と調整し、整備方針を決定した。 ・整備延長:約200m 車道幅:7m 歩道幅:各2.5m 全幅:12m	市街地整備課
				下日出谷東区画整理地内の公園について、「福祉のまちづくり条例」を遵守し、地域住民の意見を取り入れた公園計画の施工をした。	

23	多様な性を理解し、尊重するための啓発	性的マイノリティなどの多様な性を理解し、個人の人権を尊重するために啓発を行います。	①性的マイノリティへの理解を推進するための啓発活動	小冊子「セクシュアル・マイノリティと人権」を市役所や公共施設に設置し、市民に向けて啓発した。	人権・男女共同参画課
				県が作成した「性的少数者のための相談案内」カードを市役所に設置し、情報提供をした。	
			②教育現場における性的マイノリティへの支援	パートナーシップ宣誓制度について市のホームページに掲載し、市民に向けて周知した。	学校支援課
				LGBTQをテーマにしたセミナーを実施した。 「LGBTQ/多様な性と子どもたち」 実施日:12月23日 参加者数:27人	
				男女共同参画コーナー「アソシエ」に多様な性に関する書籍を配架し、情報提供をした。	
				性的マイノリティに関する授業を実践した。	

令和4年度版

男女共同参画年次報告書

令和5年 月発行

【編集・発行】

桶川市企画財政部人権・男女共同参画課

〒363-8501 桶川市泉1-3-28

TEL 048-788-4907

FAX 048-787-5409

E-mail jinken@city.okegawa.lg.jp

資料2

桶川市第五次男女共同参画基本計画策定スケジュール（案）

年度	月	男女共同参画審議会	第五次計画
4	2	第2回【計画の枠組み】	(骨子案作成)
	3		意識調査報告
5	4		
	5	第1回【施策の方向】	(素案作成)
	6		
	7		
	8	第2回【施策】	
	9		
	10	第3回【素案】	
	11		パブリック・コメント
	12		
	1	・【計画最終案確認】(資料郵送)	(計画案作成)
	2	・第4回【パブコメ反映】 【答申】	
	3		第五次計画 策定

桶川市第五次男女共同参画基本計画の位置づけ・背景・期間

1. 計画の位置づけ

- ① 「桶川市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づき策定する基本計画
- ② 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、国の男女共同参画基本計画及び埼玉県男女共同参画基本計画を勘案する。
- ③一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」に位置付ける。
- ④ 「桶川市第六次総合計画」との整合性を図る。

2. 計画の背景

(1) 社会経済状況の変化

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、デジタル化社会への対応、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

(2) 国の動向

「働き方改革関連法」（平成 30 年 6 月成立、令和元年から順次施行）

「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月策定）

(3) 埼玉県の動向

「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和 4 年 3 月策定）

(4) 桶川市の現状

「桶川市第六次総合計画」（令和 5 年 3 月策定予定）

3. 計画の期間

令和 6 年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度） 5 年間

桶川市男女共同参画に関する市民意識調査報告（概要）

I 調査の概要

1. 目的

男女共同参画に関する市民の意識や実態を調査することにより、課題を把握し、今後の男女共同参画計画の策定及び男女共同参画施策の推進における基礎資料として活用することを目的とする。

2. 調査方法

- (1) 調査地域：桶川市全域
- (2) 調査対象：市内在住の満18歳以上の男女1,000人（令和4年9月1日現在）
- (3) 抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査期間：令和4年10月5日（水）～10月31日（月）
- (5) 調査票送付方法：郵送
- (6) 回答方法：郵送またはインターネット回答

3. 調査内容

- (1) 男女平等意識・人権について
- (2) ワーク・ライフ・バランスについて
- (3) 家庭生活について
- (4) 配偶者等からの暴力について
- (5) 地域参加・社会参画について
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響について
- (7) 男女共同参画を推進するための取り組みについて
- (8) 自由意見

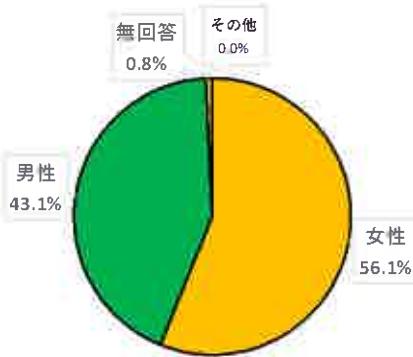
4. 回収結果

- | | |
|--------|----------------------------|
| ①標本数 | : 1,000 |
| ②回収数 | : 383 |
| ③有効回収率 | : 38.3% ※うちインターネット回答 10.8% |

性別

(n=383)

	回収数	構成比
女性	215	56.1
男性	165	43.1
その他	0	0
無回答	3	0.4
合計	383	100

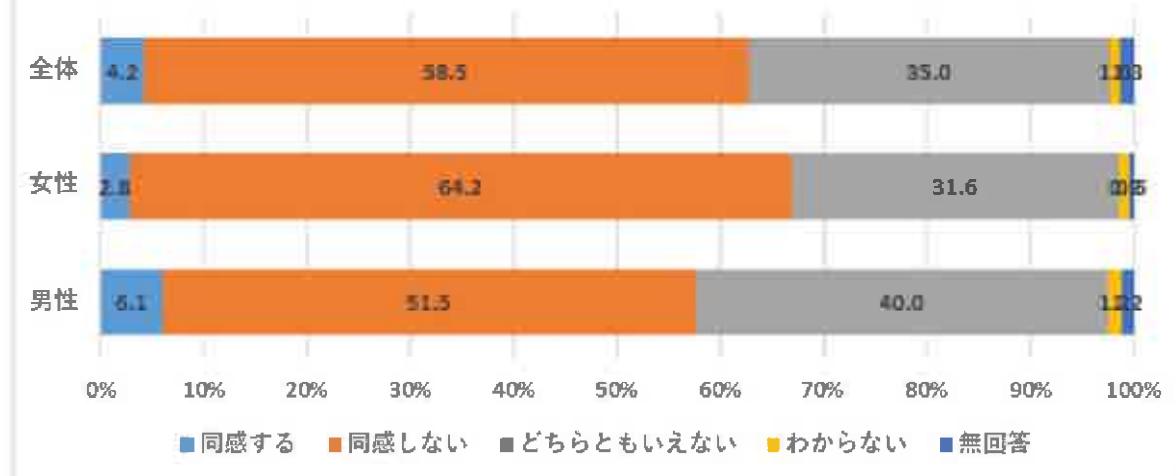


II 調査結果（抜粋）

（1）男女平等意識・人権について

問1 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。
(数字を1つ)

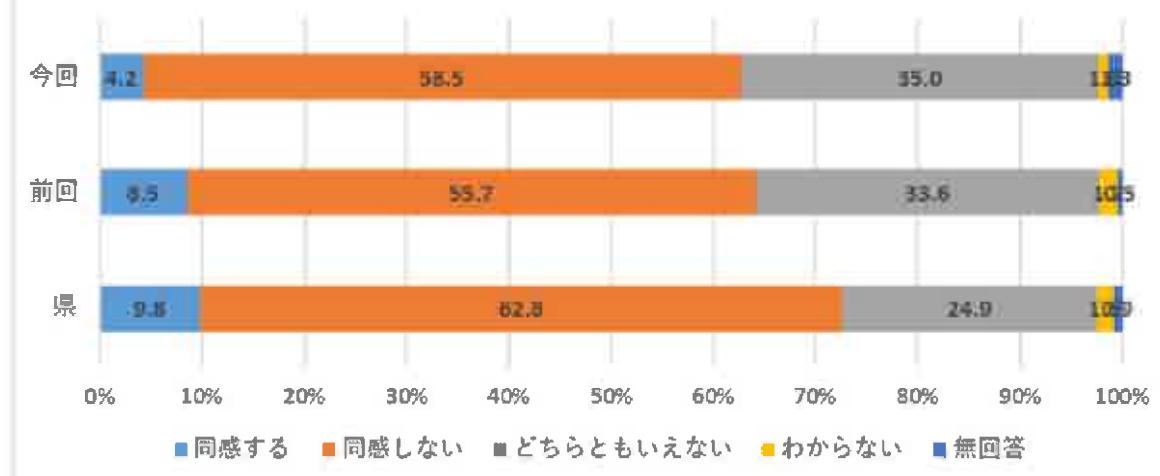
図1-1-1



全体では、「同感しない」が 58.5% となっており、「同感する」が 4.2% で、「同感しない」が「同感する」の約 14 倍となっている。また、「どちらともいえない」が 35.0% となっている。

男女別でみると、男女とも「同感しない」が高くなっている。女性が 64.2%、男性が 51.5% となっている。また、「同感する」は女性が 2.8% に対し、男性が 6.1% で「同感する」男性は女性の約 2 倍となっている。（図 1-1-1）

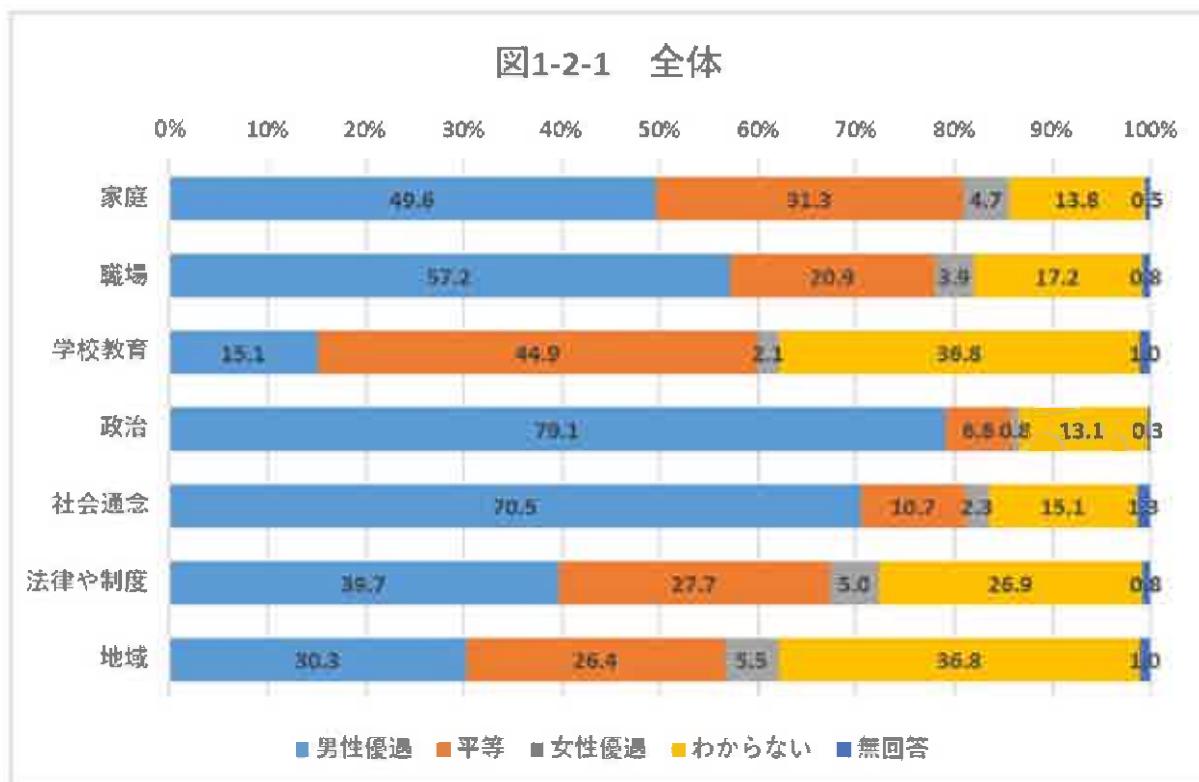
図1-1-2



〈前回と県との比較〉

「同感しない」の割合は、県に比べると低くなっている。「同感する」の割合は前回、県の割合よりも低くなっている。

問2 次のような分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
(ア～キそれぞれ、あてはまる数字を1つ)

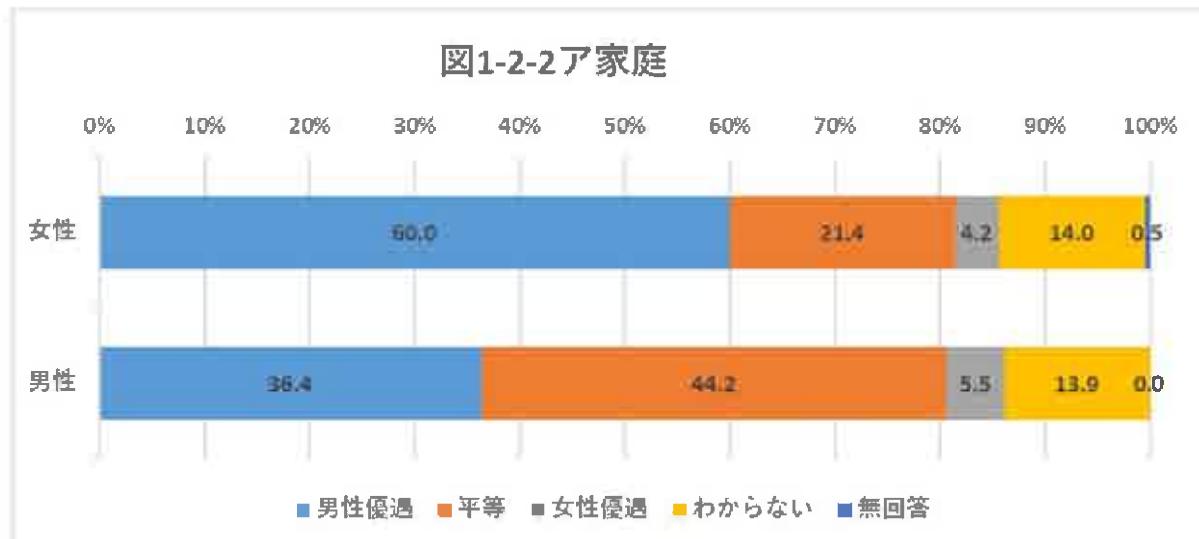


全体では、「平等になっている」の上位は、【学校教育】が44.9%、次いで【家庭】が31.3%となっている。

「女性の方が優遇されている」の上位は、【地域活動の場】が5.5%、次いで【法律や制度】が5.0%となっている。

「男性の方が優遇されている」の上位は、【政治】が79.1%、次いで【社会通念やしきたり】が70.5%となっている。(図1-2-1)

ア 家庭生活

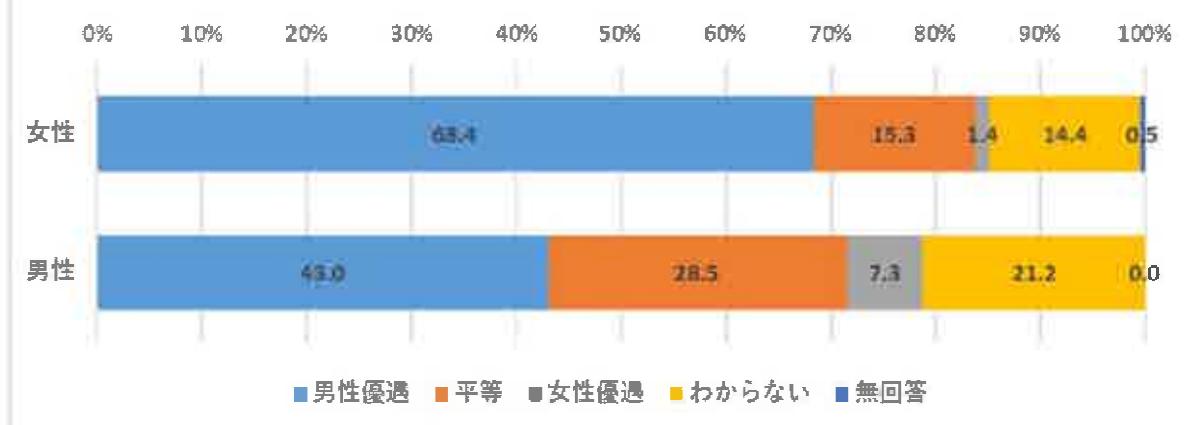


【家庭】

男女別にみると、女性は「男性の方が優遇されている」が60.0%であるが、男性は36.4%となっている。女性は「平等」が21.4%であるが、男性は44.2%となっている。(図1-2-2)

イ 職場

図1-2-3 イ 職場

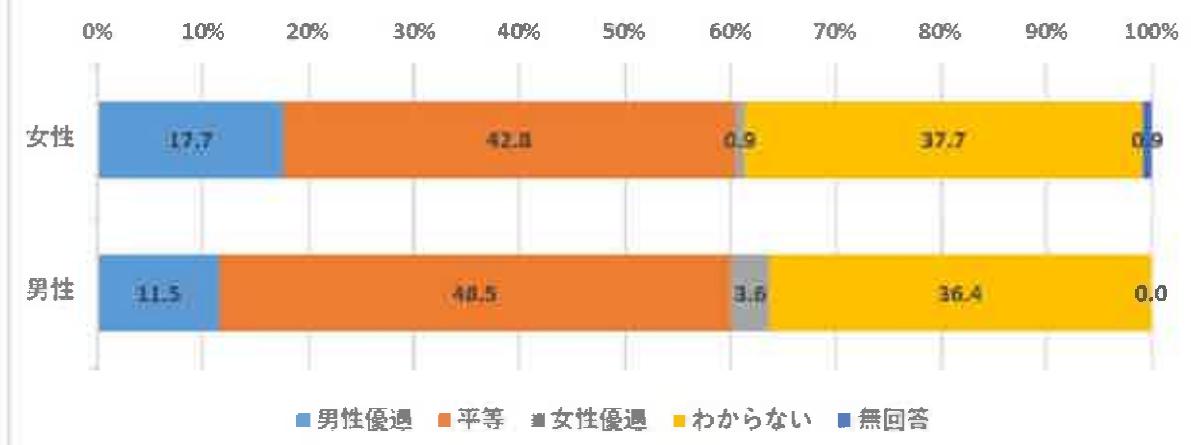


【職場】

男女別にみると、男女とも「男性の方が優遇されている」が高くなっている、女性が68.4%、男性が43.0%となっている。(図1-2-3)

ウ 学校教育の場

図1-2-4 ウ 学校教育の場



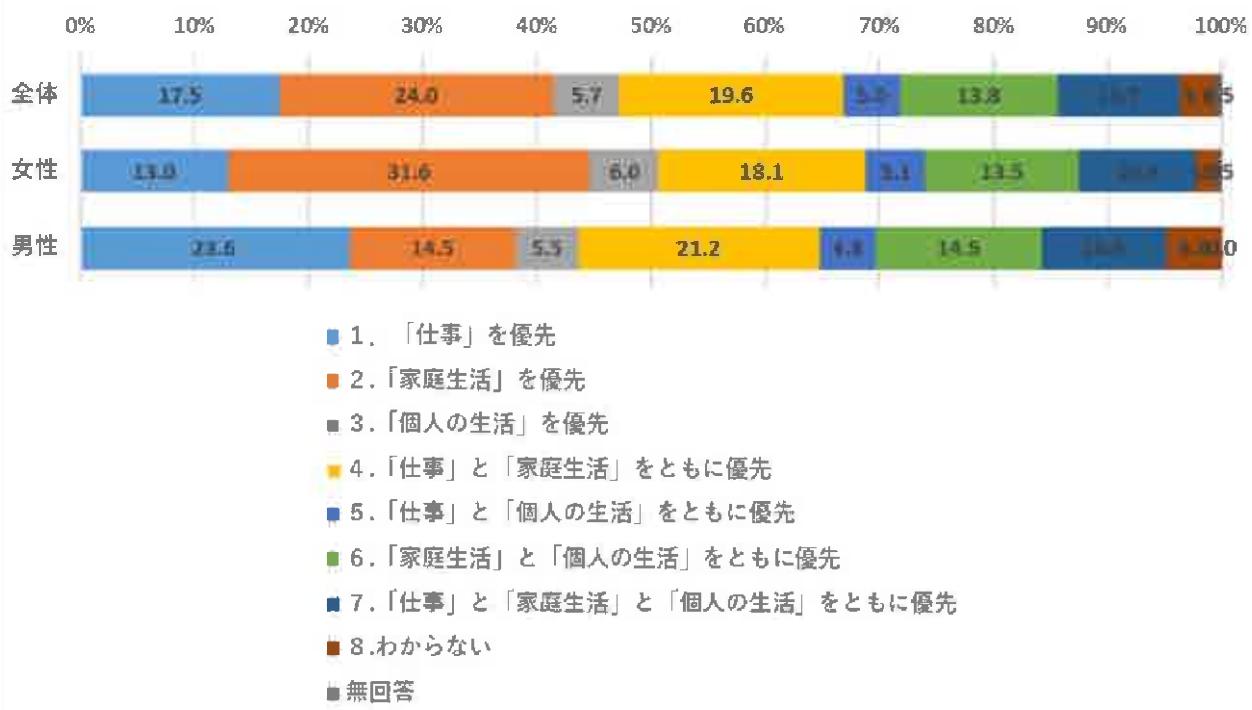
【教育】

男女別にみると、男女とも「平等になっている」が高くなっている、女性が42.8%、男性が48.5%となっている。(図1-2-4)

(2) ワーク・ライフ・バランスについて

問7 あなたの「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」について、現状に近いものはどれですか。(数字を1つ)

図2-2-1

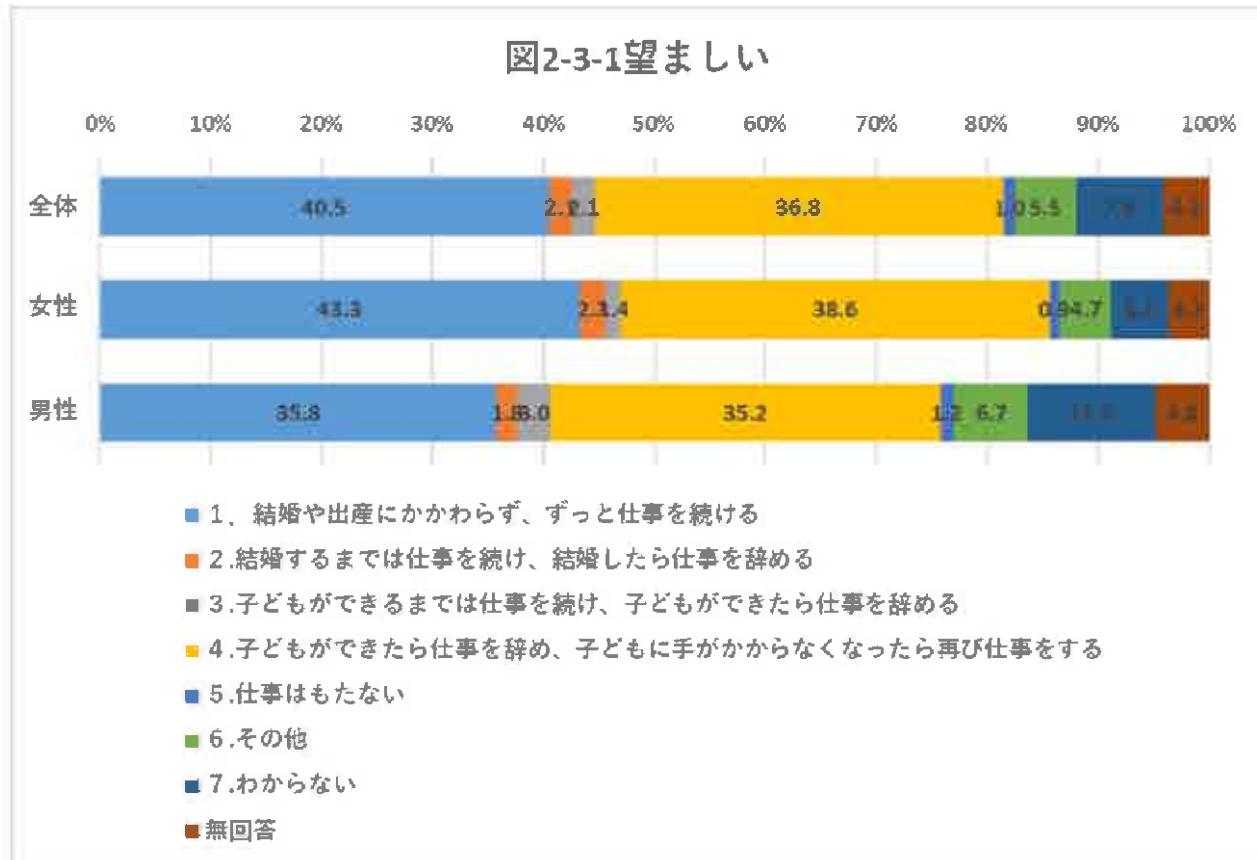


全体では、『「家庭生活」を優先』が 24.0%、次いで『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』が 19.6%と高くなっている。(図 2-2-1)

しかし、男女別にみると、女性では、『「家庭生活」を優先』(31.6%)、次いで『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』(19.6%)となっているが、男性では、『「仕事」を優先』(23.6%)、次いで『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』(21.2%)となり、男女での違いがみられた。(図 2-2-1)

問8 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うものはどれですか。
(それぞれ、あてはまる番号を1つ)

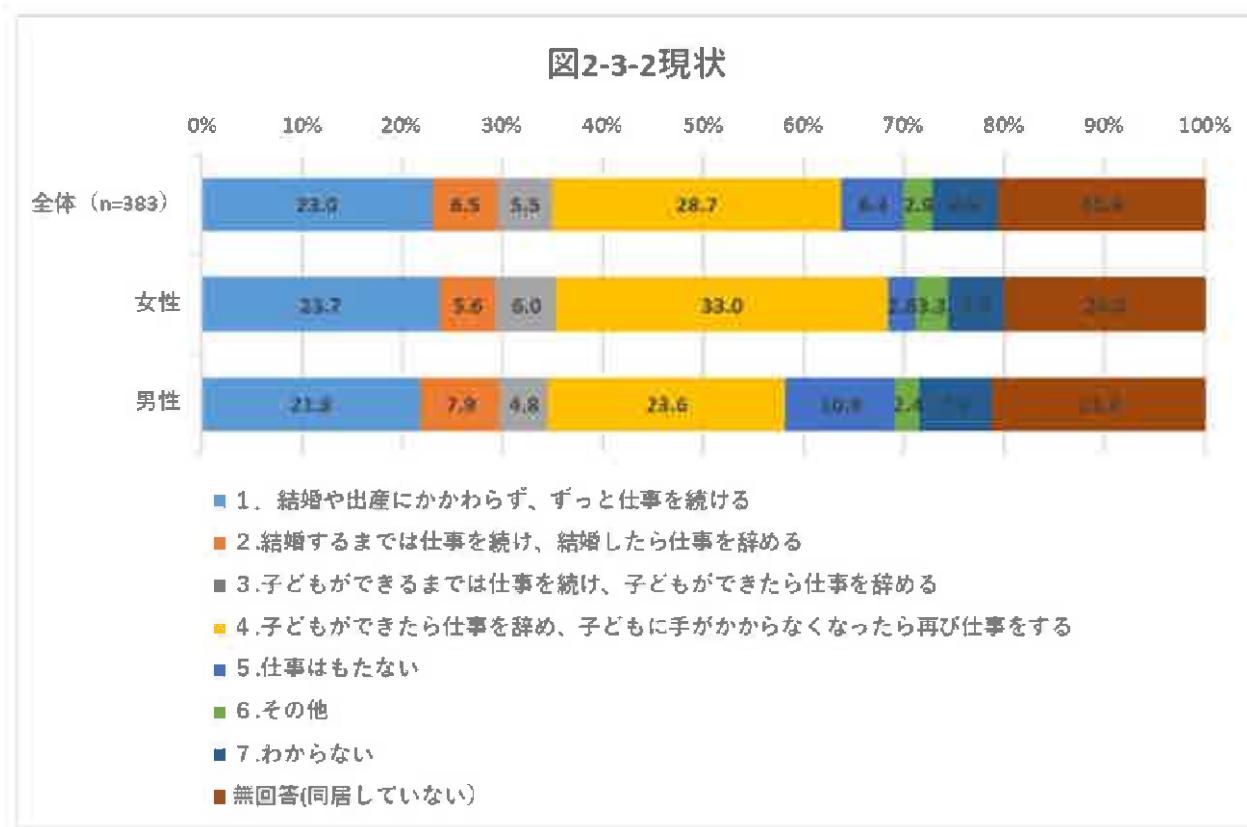
望ましいのは



全体では、「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」が 40.5%、次いで「子どもができるまでは仕事を続け、子どもができたら仕事を辞める」が 36.8%と高くなっている。

男女別にみても、「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」は、女性が 43.3%、男性が 35.8%で高く、次いで「子どもができるまでは仕事を続け、子どもができたら仕事を辞め、子どもに手がかかるなくなったら再び仕事をする」では、女性が 38.6%、男性が 35.2%となっている。(図 2-3-1)

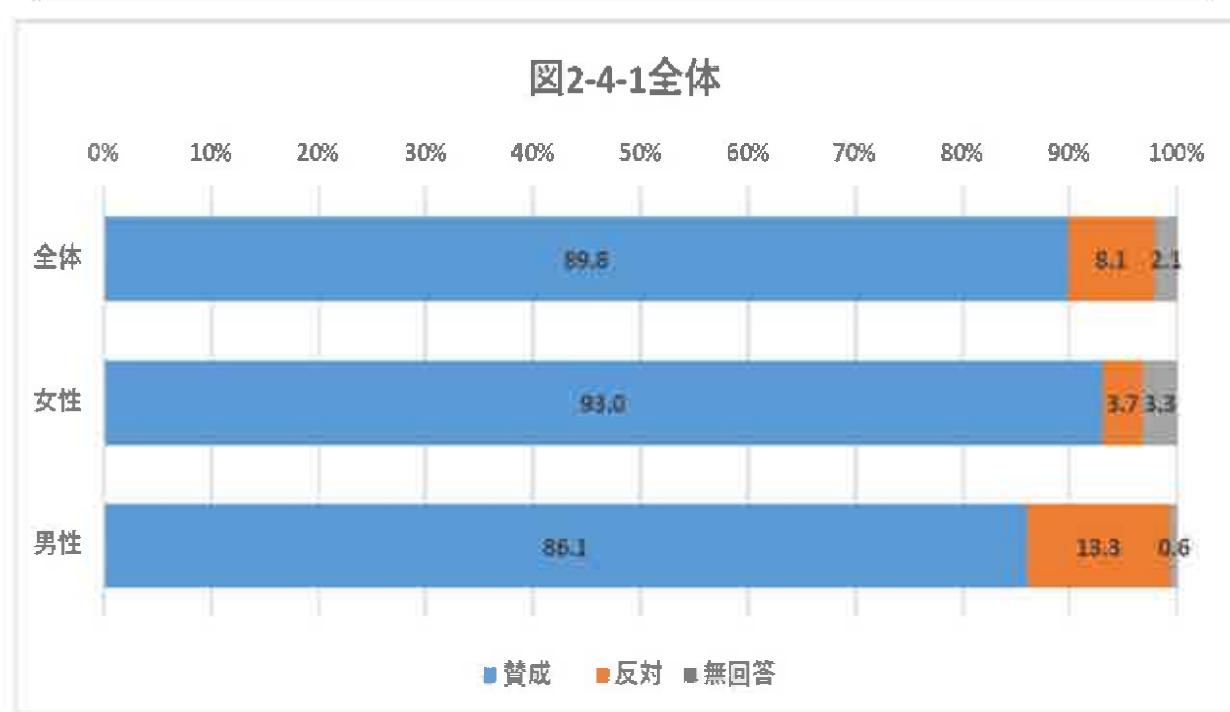
現状は



全体では、「子どもができたら仕事を辞め、子どもに手がかかるなくなったら再び仕事をする」が 28.7%、次いで「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」 23.0%と高くなっている。

男女別にみても、「子どもができたら仕事を辞め、子どもに手がかかるなくなったら再び仕事をする」が女性 33.0%、男性 23.6%となっている。次いで「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」が女性 23.7、男性 21.8%と高くなっている。(図 2-3-2)

問9 あなたは、男性が「育児休業制度」を利用することについてどう思いますか。
(数字を1つ)



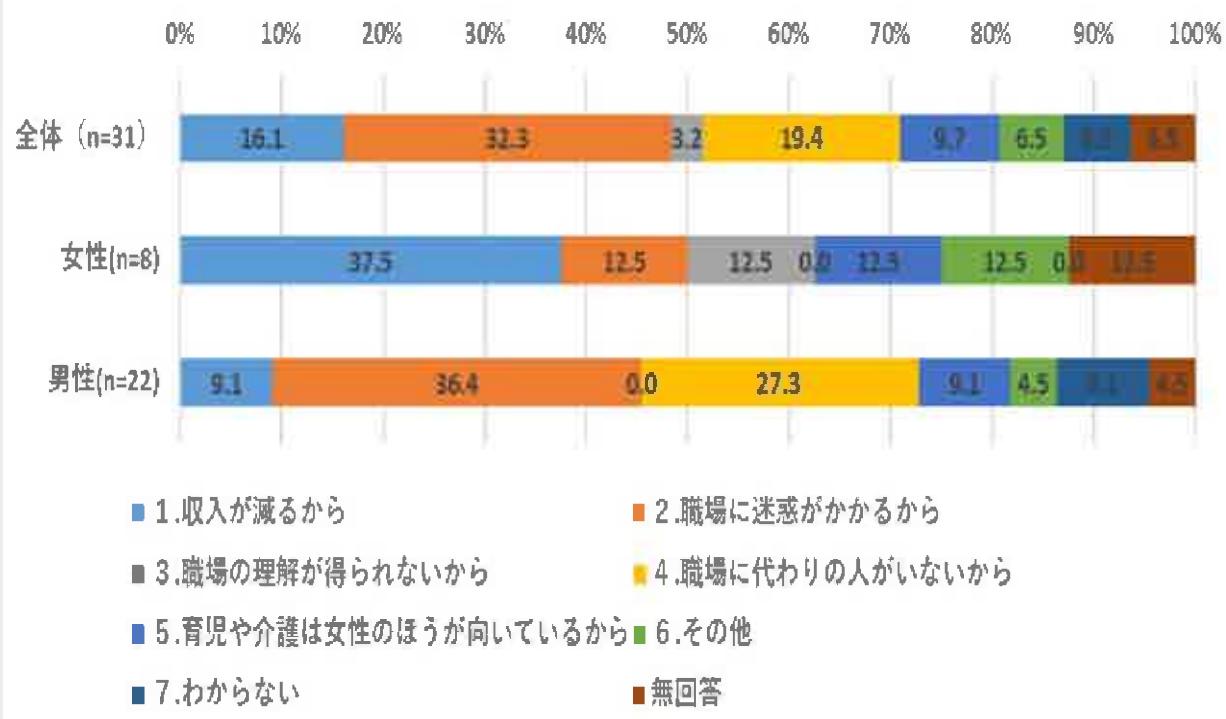
全体では、「賛成」が 89.8% と高くなっている。

男女別にみても、男女とも「賛成」が高くなっている。「反対」が、女性 3.7%、男性 13.3% で男性の方が 9.6 ポイント高くなっている。(図 2-4-1)

(問9で「2. 反対」と答えた方)

問10 男性が「育児休業制度」を利用することについて反対する理由は何ですか。
(数字を1つ)

図2-5-1全体



全体では、「職場に迷惑がかかるから」32.3%、次いで「職場に代わりの人がいないから」19.4%、となっている。(図2-5-1)

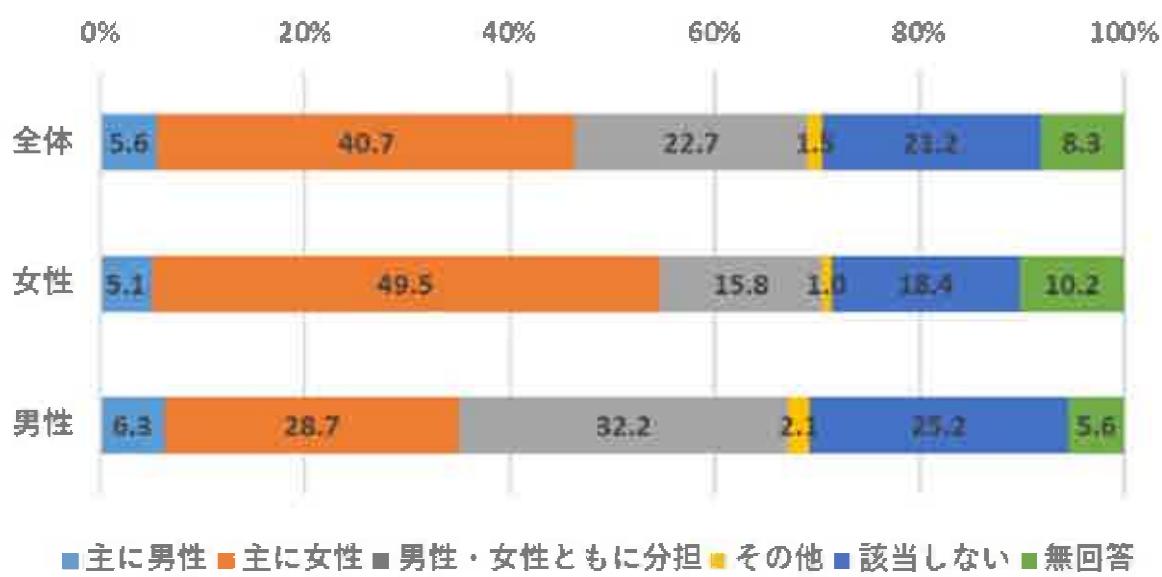
男女別でみると、女性では「収入が減るから」が37.5%、次は、ほぼ横並びといった結果になった。男性では、「職場に迷惑がかかるから」が36.4%、次いで「職場に代わりの人がいないから」が27.3%となっていて、男女の意識の差がみられた。(図2-5-2、図2-5-3)

(3) 家庭生活について

問13 あなたの家庭では、次のようなことについて、主にどなたが行っていますか。
(ア～クそれぞれ、あてはまる数字を1つ)

イ 子育て（子どもの世話、しつけ、教育など）

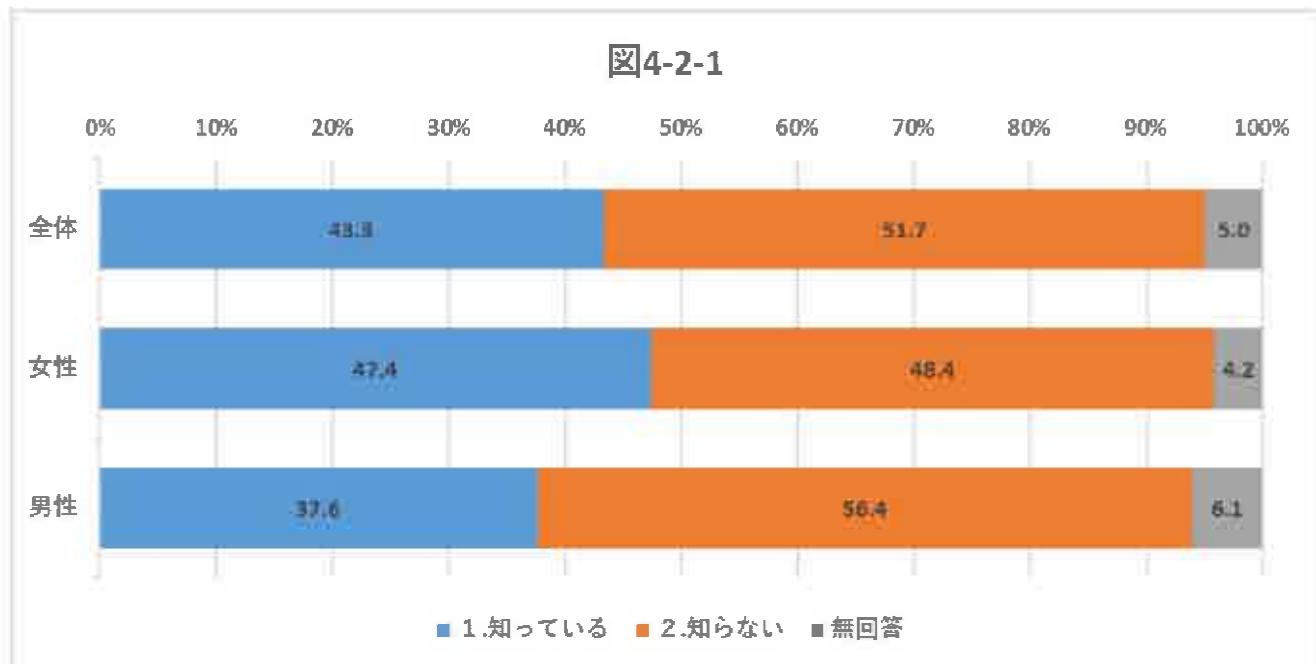
図3-3-2 イ子育て



全体では、「主に女性」が40.7%、次いで「男性・女性ともに分担」が22.7%となっている。男女別では、女性で「主に女性」が49.5%でほぼ半数を占め、男性では「男性・女性ともに分担」が32.2%、次いで「主に女性」となっている。男女間で子育てを担っている意識に違いが見られた。（図3-3-2）

(4) 配偶者等からの暴力について

問16 あなたは、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。
(数字を1つ)

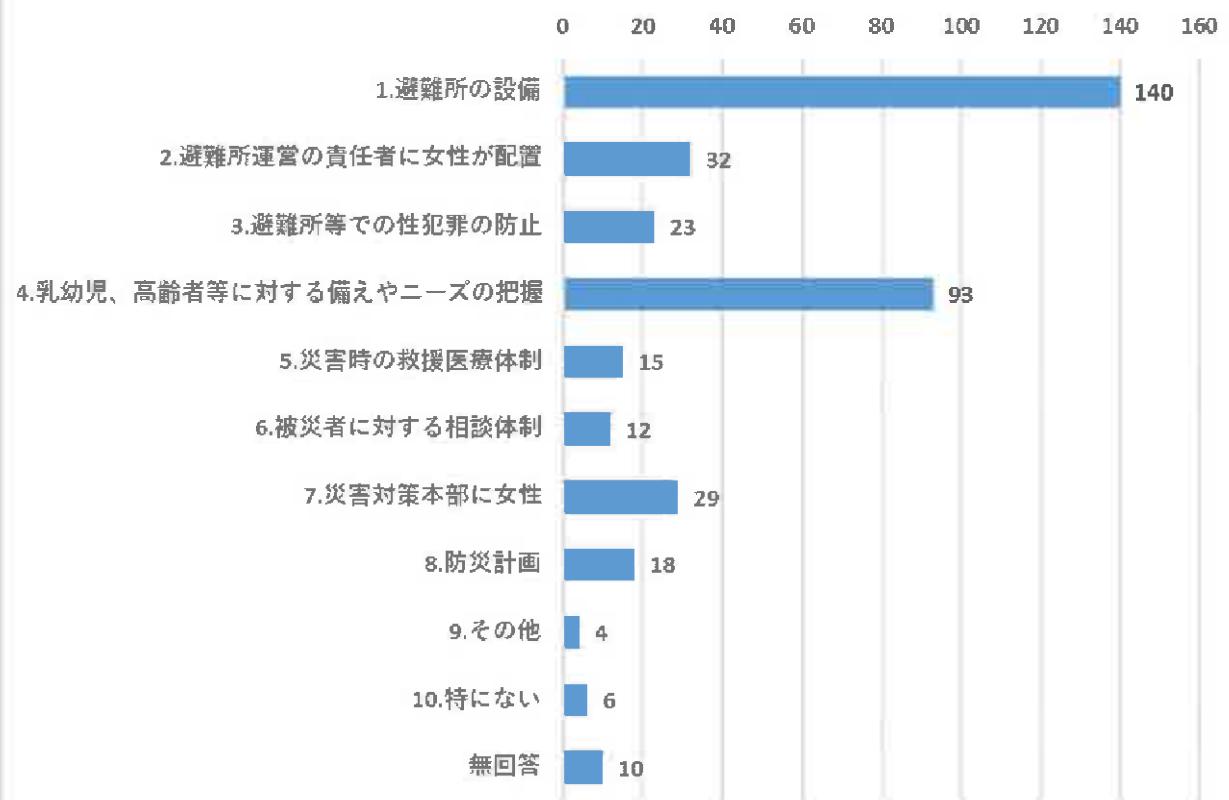


全体では、「知らない」が 51.7%となっており、「知っている」の 43.3%を上回っている。男女別にみると、「知っている」は女性が 47.4%、男性が 37.6%で、女性が男性を上回っている。(図 4-2-1)

(5) 地域参加・社会参画について

問 24 防災・災害復興対策で、男女の性別に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。(数字を1つ)

図5-3-1

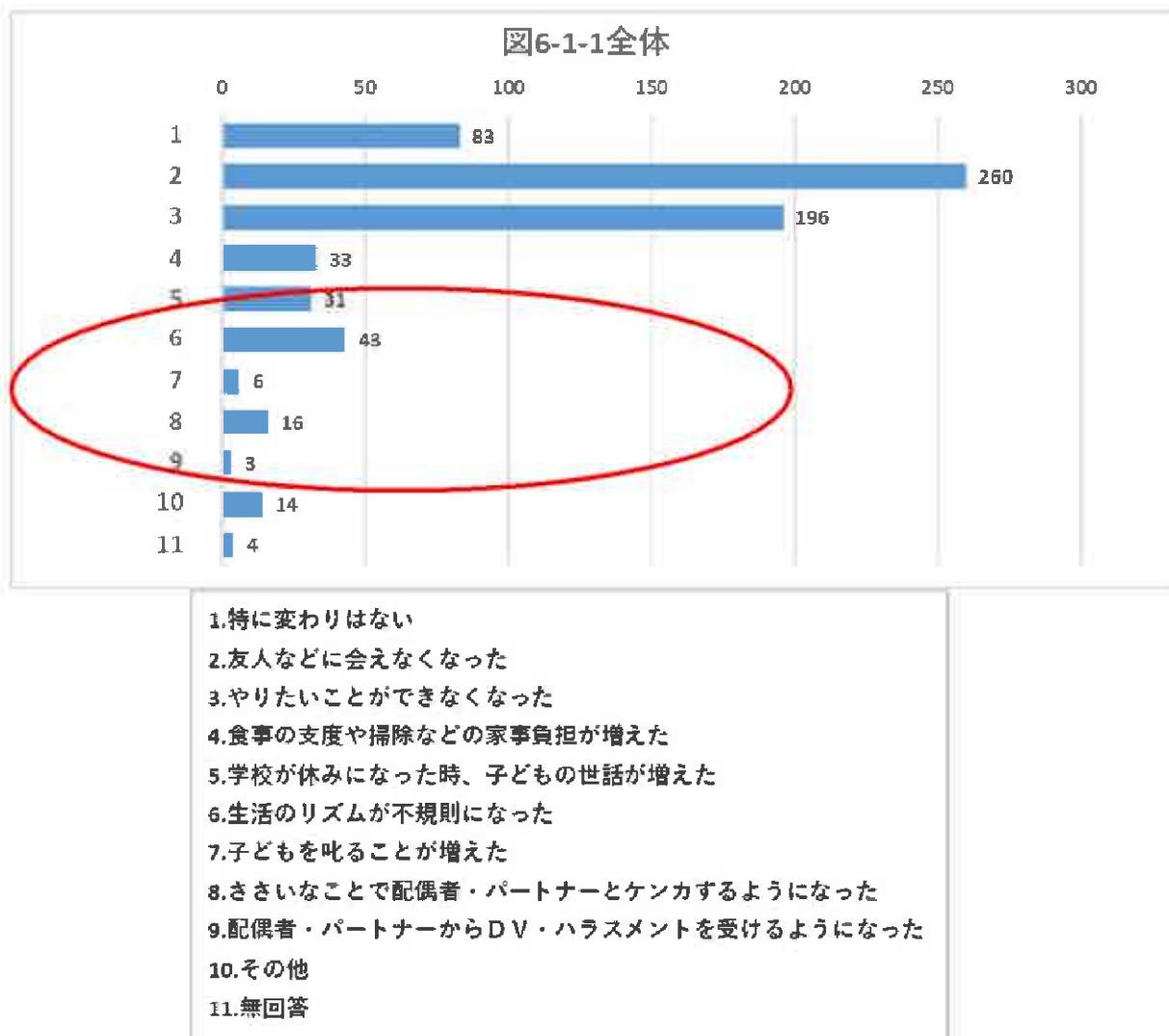


全体では、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策等）」が高くなっている。次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が高くなっている。以下「避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点が入ること」「災害対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること」「避難所等での性犯罪の防止」が続いている。（図5-3-1）

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響について

問25 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、あなたの生活や行動に変化がありましたか。(あてはまる数字すべて)

図6-1-1全体

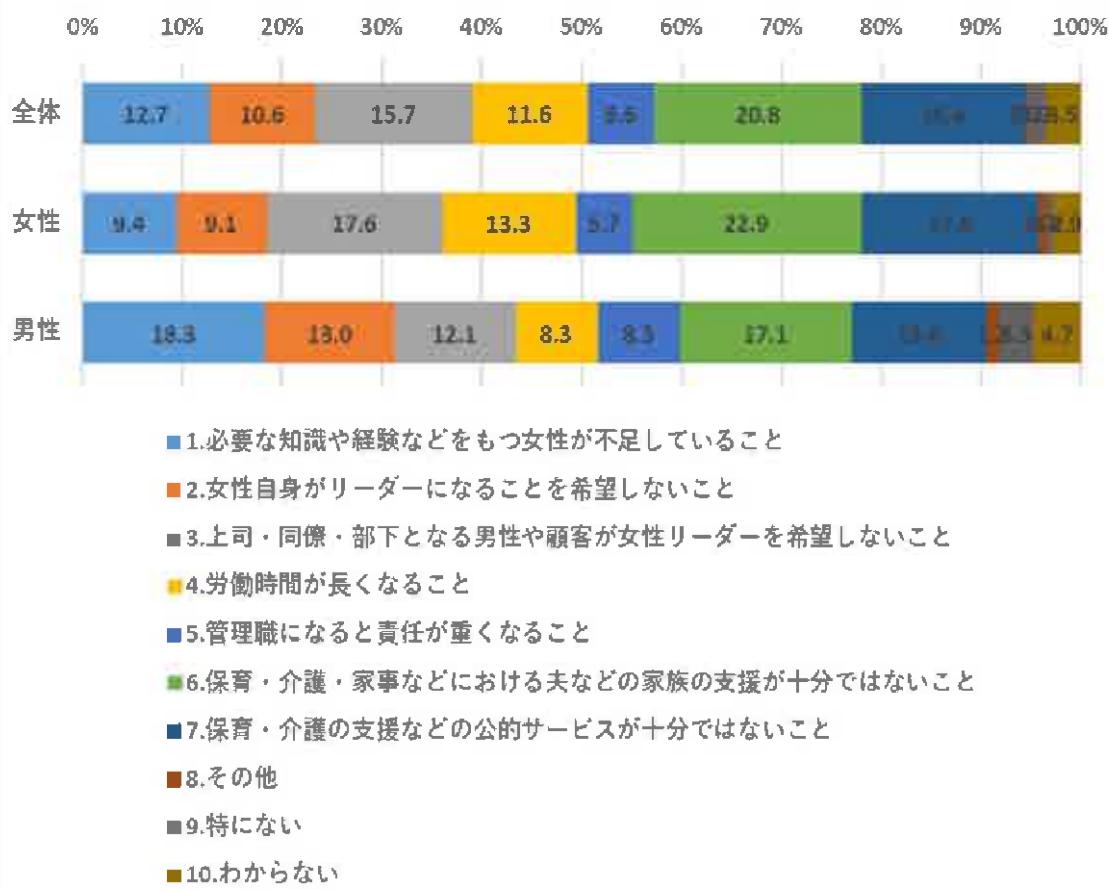


全体では、「友人などに会えなくなった」が高く、次いで「やりたいことができなくなった」が高くなっている。「子どもを叱ることが増えた」「ささいなことで配偶者・パートナーとケンカをするようになった」「配偶者・パートナーからDV・ハラスメントを受けるようになった」も数としては高くなっていないが、無視できない結果となっている。(図6-1-1)

(7) 男女共同参画を推進するための取り組みについて

問 26 あなたが、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参画が進み、女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。(あてはまる数字すべて)

図7-1-1



「必要な知識や経験などをもつ女性が不足していること」については、男性 18.3%、女性 9.4%、となっていて、男性が女性より 8.9 ポイント高くなっている。

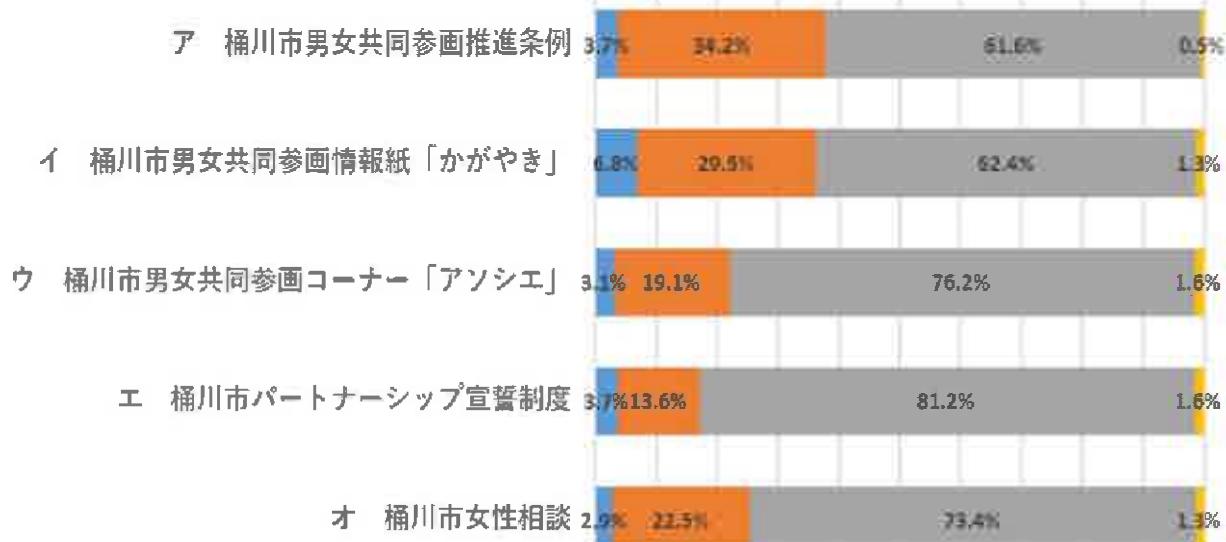
「必要な知識や経験などをもつ女性が不足していること」「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」「管理職になると責任が重くなること」と考えるのは、女性より男性の方が高くなっている。

女性では、「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」と考える割合が高くなっている。(図 7-1-1)

問27 男女共同参画に関する市の施策などについて、ご存知ですか。
(ア～オそれぞれ、あてはまる数字を1つ)

図7-2-1

■1.聞いたことがあり、内容も知っている ■2.聞いたことがあるが、内容は知らない ■3.知らない ■無回答
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



全体では、どの項目も「知らない」が高くなっている。「桶川市パートナーシップ宣誓制度」を知らない割合が最も高くなっている。(図7-2-1)

【桶川市男女共同参画に関する市民意識調査】

回答者	
F1	性別
F2	年齢
F3	職業
F4	家族構成
F5	結婚歴
F6	家庭の勤労形態
男女平等意識・人権	
問1	あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。
問2	次のような分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
	ア 家庭生活
	イ 職場
	ウ 学校教育の場
	エ 政治の場
	オ 社会通念や慣習・しきたりなど
	カ 法律や制度の上
	キ 自治会やPTAなどの地域活動の場
問3	女性の性と生殖に関して、妊娠・出産・中絶・更年期など生涯を通じた健康が保障されていると思いますか。
問4	あなたは性的マイノリティ(LGBTQ※1など)に対する差別的な言動を、次の場所で見聞きしたことがありますか。
問5	あなたは性的マイノリティに対する理解の促進や支援にはどのようなものが必要であると思いますか。
ワーク・ライフ・バランス	
問6	あなたは「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」について、希望・理想に最も近いものはどれですか。
問7	あなたの「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」について、現状に近いものはどれですか。
就業	
問8	女性の働き方について、あなたが望ましいと思うものはどれですか。(理想)
	女性の働き方について、あなたが望ましいと思うものはどれですか。(現実)
問9	あなたは、男性が「育児休業制度」を利用することについてどう思いますか。
問10	男性が「育児休業制度」を利用することについて反対する理由は何ですか。
家庭生活	
問11	家庭における男女の役割分担について、あなたの希望・理想に最も近いものはどれですか。
問12	現在結婚している方、パートナーと同居している方に伺います。あなたの現実(現状)に最も近いものはどれですか
問13	あなたの家庭では、次の ア～ク のことについて、主にどなたが行っていますか。
	ア 家事(炊事・洗濯・掃除等)
	イ 子育て(子どもの世話、しつけ、教育など)
	ウ 介護(介護の必要な親の世話、病人の介護など)
	エ 地域の行事への参加
	オ 自治会、PTA活動
	カ 生活費の確保
	キ 家計の管理
	ク 高額な商品や土地、家屋の購入の決定
問14	あなたは、男女が家事・育児・介護をともに分担していくために、今後は何が必要だと思いますか。
DV	
問15	次のようなことが配偶者(事実婚や別居中を含む)やパートナーの間で行われた場合、それを暴力であると思いますか。
	ア 骨折させる
	イ 打ち身や切り傷などのケガをさせる

【桶川市男女共同参画に関する市民意識調査】

	ウ 刃物などを突きつけて、おどす エ 身体を傷つける可能性のある物で、なぐる オ 突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする カ 手でぶつ、足で蹴る キ 物を投げつける ク なぐるふりをして、おどす ケ ドアを蹴ったり、壁に物を投げて、おどす コ いやがるのに、性的な行為を強要する サ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる シ 何を言っても、長時間無視し続ける ス 交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する セ 「誰のおかげで生活できるのか」などと言う ソ 大声で、どなる タ 生活費を渡さない チ 仕事を無理やり辞めさせて、経済的に弱い立場にさせる
問16	あなたは、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。
問17	あなたが知っている「配偶者等からの暴力について相談できる窓口」はどれですか。
問18	あなたは、これまでに配偶者やパートナーなどから、次のア～エのような行為をされたことがあります。 身体的暴行(殴られる、蹴られる、物を投げつけられる、突き飛ばされるなどの身体に対する暴行) 性的強要(望まない性的な行為の強要、見たくないポルノビデオ等を見せられる、避妊に協力しないなど) 心理的攻撃(人格を否定するような暴言、交友関係・行先・電話・メールなどの監視、長時間無視されるなどの精神的な嫌がらせ、あなたもしくはあなたの家族に対する脅迫など) 経済的圧迫(生活費を渡さない、外で働くことを妨害されるなど)
問19	あなたは、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。
問20	あなたが、相談した人(場所)を教えてください。
問21	あなたが、誰(どこ)にも相談していないのはなぜですか。
地域参加・社会参画	
問22	あなたは現在、どのような活動に参加していますか。
問23	あなたが、町会・自治会やPTA等の代表に選ばれる機会があったらどうしますか。
問24	防災・災害復興対策で、男女の性別に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。
新型コロナウイルス感染症の影響	
問25	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、あなたの生活や行動に変化がありましたか。
男女共同参画を推進するための取り組み	
問26	あなたが、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。
問27	男女共同参画に関する社会の動きや市の施策などの言葉などについて、ご存知ですか。 ア 桶川市男女共同参画推進条例 イ 男女共同参画情報紙「かがやき」 ウ 男女共同参画コーナー「アソシエ」 エ 桶川市パートナーシップ宣誓制度 オ 桶川市女性相談
問28	市では、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策を実施していますが、今後はどのようなことに力を入れていくのがよいと思いますか。(○は2つ)
自由回答	
	桶川市の男女共同参画に関する施策についてのご意見・ご要望等

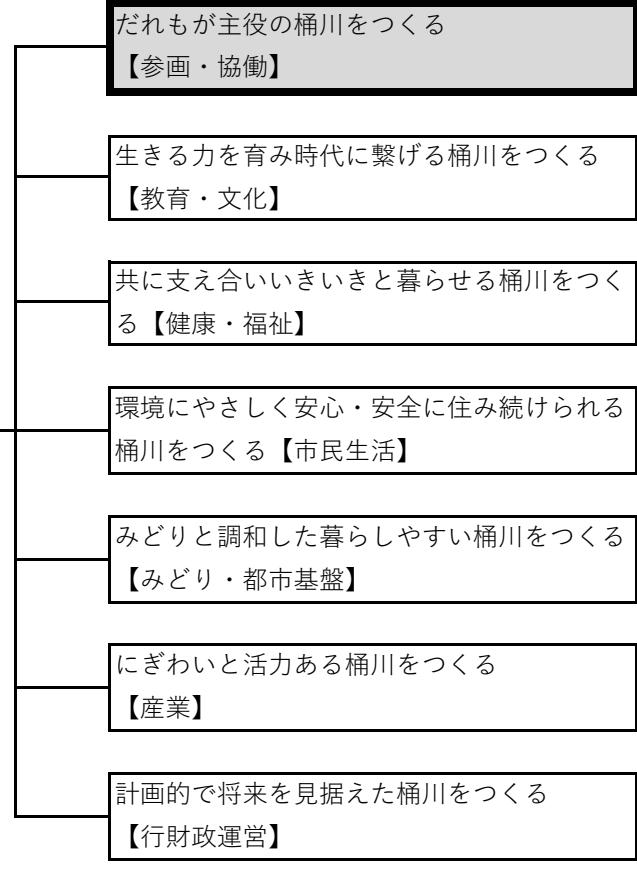
桶川市第六次総合計画基本構想の改正内容

«桶川市第五次総合計画基本構想»

7つの施策の大綱

将来像

みんなで つくり 育む
活気あふれる交流拠点都市 おかげがわ

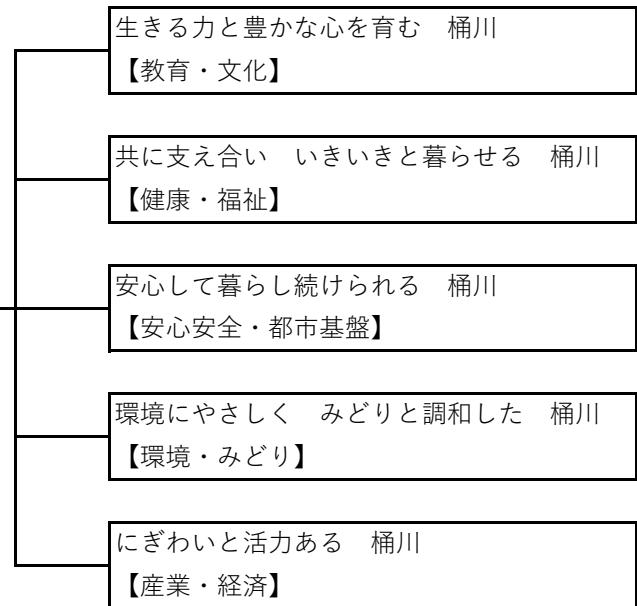


«桶川市第六次総合計画基本構想»

5つの政策

将来像

学び豊かな 笑顔あふれる
幸せ未来都市 おかげがわ



[改正内容]

「男女共同参画の推進」は、将来像の実現に当たり、政策を推進する基本事項として位置付けられており、5つの政策をすすめるためのベースとなるもの。

桶川市第五次男女共同参画基本計画の将来像と基本目標の改正案

«桶川市第四次男女共同参画計画»

将来像

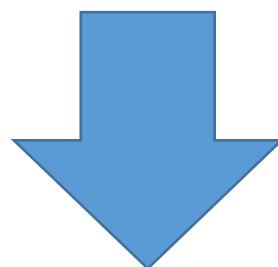
だれもが多様な生き方を認め合い
男女（ひと）がかがやくまち おけがわ

3つの基本目標

1 男女共同参画をすすめる意識づくり

2 男女共同参画をすすめる環境づくり

3 一人ひとりの人権が尊重された
社会づくり



«桶川市第五次男女共同参画計画»

将来像

だれもが多様な生き方を認め合い
一人ひとりがかがやくまち おけがわ

3つの基本目標

1 あらゆる分野における男女共同参画
づくり

2 男女がともに働きやすい社会づくり
【桶川市女性活躍推進計画】を兼ねる

3 人権が尊重された社会づくり

[改正内容]

将来像：「男女（ひと）」の表現を「一人ひとり」の改める

基本目標：1 = 男女共同参画の基本となるもの

2 = 女性活躍推進法に関するもの

3 = 人権視点の男女共同参画に関するもの

桶川市第五次男女共同参画基本計画の将来像、基本目標、施策の柱



※1 本計画では、ひとり親、高齢者、障害者、外国人、LGBTQなどを想定しています。